



水と緑と太陽の里 宜野座村
GINOZA SON

宜野座村観光危機管理計画

令和 6 年 3 月

宜野座村 観光商工課



目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画策定にあたり | 7 |
| 1. 本計画の目的 | 9 |
| 2. 本計画の性格・位置付け | 9 |
| (1) 本計画の性格 | 9 |
| (2) 本計画の位置付け | 9 |
| 3. 沖縄観光の危機管理上の課題と宜野座村における観光危機管理の必要性 | 10 |
| (1) 沖縄県観光における危機管理上の課題 | 10 |
| (2) 宜野座村における観光危機管理の必要性 | 11 |
| (3) 「宜野座村観光危機管理」における「観光客」の定義 | 11 |
| 4. 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義 | 11 |
| (1) 「観光危機」の定義 | 11 |
| (2) 「観光危機管理」の定義 | 12 |
| (3) 観光危機管理の対象 | 12 |
| 5. 本計画作成における体制 | 14 |
| 6. 宜野座村観光危機管理の基本方針 | 15 |
| (1) 平常時の減災対策 (Reduction) | 15 |
| (2) 危機対応への準備 (Readiness) | 16 |
| (3) 危機への対応 (Response) | 16 |
| (4) 危機からの回復 (Recovery) | 16 |
| 7. 想定される観光危機 | 17 |
| 8. 宜野座村の観光の状況 | 18 |
| (1) 宜野座村の観光の動向 | 18 |
| (2) 村内の主なイベント | 19 |
| (3) 村内の種別宿泊施設数及び客室数 | 20 |
| 9. 宜野座村における災害の想定 | 21 |
| (1) 沖縄県における過去の災害履歴 | 21 |
| (2) 宜野座村地域防災計画における宜野座村の災害想定 | 22 |
| (3) 宜野座村における想定される観光リスクの洗い出し | 28 |
| (4) 宜野座村における観光リスクのマトリックス検討 | 29 |
| (5) 宜野座村で危機・災害が発生した際の観光客、従業員と事業者が被る影響の想定 .. | 29 |
| 10. 観光危機管理体制 | 33 |
| (1) 観光危機管理体制及び既存計画に基づく体制と関係機関の位置づけ | 33 |
| (2) 宜野座村観光危機管理対策における民間連携対応について | 34 |

| | |
|---|-----------|
| 第2章 平常時の減災対策（Reduction） | 35 |
| 1. 観光危機情報の伝達体制整備及び安全・安心・快適な観光地づくり | 37 |
| (1) 情報伝達体制の整備 | 37 |
| (2) 避難場所・避難経路、避難誘導標識等の整備 | 37 |
| (3) 観光施設等の耐震化促進 | 40 |
| 2. 多言語対応の避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化 | 41 |
| (1) 観光客への観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報 | 41 |
| (2) 要配慮者を考慮した情報整備及び支援体制 | 41 |
| (3) 対言語化への対応 | 41 |
| 3. 地域住民や観光関連団体・事業者への観光危機管理対策に関する知識、役割等の普及・啓発、指導者等の育成、観光危機管理担当の配置 | 41 |
| 第3章 危機対応への準備（Readiness） | 43 |
| 1. 観光危機管理計画・マニュアル等の策定 | 45 |
| 2. 危機対応・避難誘導訓練の実施 | 45 |
| 3. 迅速かつ確実な観光危機情報等提供の体制強化 | 45 |
| (1) 情報提供内容の整備 | 45 |
| (2) 情報伝達方法の多様化 | 45 |
| (3) 情報発信方法の多重化 | 46 |
| 4. 要支援観光客への対応・支援体制の強化 | 46 |
| (1) 要配慮者への情報発信ツール等の整備 | 46 |
| (2) 外国人観光客への情報発信 | 46 |
| 5. 観光客にも配慮した備蓄の充実強化 | 46 |
| (1) 観光客の避難場所・経路等の設置調整・充実強化 | 46 |
| (2) 資機材、食料、飲料水の備蓄等 | 47 |
| 第4章 危機への対応（Response） | 49 |
| 1. 観光危機の状況に応じた観光危機管理体制の設置について | 52 |
| (1) 宜野座村災害対策本部が設置される場合 | 52 |
| (2) 宜野座村災害対策本部が設置されない場合 | 52 |
| 2. 危機・災害状況の把握（情報収集） | 54 |
| (1) 危機状況の把握 | 54 |
| (2) 交通状況・宿泊状況等の把握 | 54 |
| (3) 観光客等への情報の発信 | 57 |
| (4) 被害状況、避難状況の情報の発信 | 57 |
| 3. 風評被害対策を含む営業継続情報の収集と外部への発信 | 58 |

| | |
|---|-----------|
| (1) 営業継続情報収集・発信の必要性 | 58 |
| (2) 収集すべき営業継続情報 | 58 |
| (3) 営業継続情報の提供先 | 58 |
| (4) 営業継続情報の提供方法..... | 58 |
| 4. 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認 | 59 |
| (1) 救助要請..... | 59 |
| (2) 他市町村との連携 | 59 |
| (3) 近隣市町村より受け入れた観光客の安否確認..... | 60 |
| 5. 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応 | 60 |
| (1) 帰宅困難者を出さないための対応【自然及び人為災害・危機、健康危機】..... | 60 |
| (2) 帰宅困難者の対応【自然及び人為災害・危機】..... | 60 |
| (3) 協力依頼及び連携【自然及び人為災害・危機】..... | 62 |
| (4) 復旧見込みに係る情報の発信【自然及び人為災害・危機】..... | 62 |
| (5) 交通情報・宿泊情報の発信【自然及び人為災害・危機】..... | 62 |
| (6) 関係者家族への情報発信・提供【自然及び人為災害・危機】..... | 62 |
| (7) 観光客の輸送【自然及び人為災害・危機】..... | 62 |
| 6. 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化 | 63 |
| (1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供【自然及び人為災害・危機、健康危機】... 63 | 63 |
| (2) 近隣市町村との連携による情報の提供【自然及び人為災害・危機、健康危機】..... | 63 |
| (3) 行方不明者に係る情報の提供【自然及び人為災害・危機】..... | 64 |
| (4) 遺体の安置及び処理【自然及び人為災害・危機】..... | 64 |
| (5) 遺体の埋葬【自然及び人為災害・危機、健康危機】..... | 64 |
| 7. 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の調達と供給 | 66 |
| 8. 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策 | 66 |
| 第5章 危機からの回復（Recovery） | 67 |
| 1. 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置 | 69 |
| 2. 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化 | 69 |
| 3. 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施..... | 69 |
| 4. 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策..... | 69 |
| 5. 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施 | 70 |
| 6. 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施..... | 70 |
| 巻末資料 | 71 |
| 1. 津波災害警戒区域の指定：宜野座村【沖縄県】..... | 73 |
| 2. 沖縄県津波浸水想定について（平成27年3月）【沖縄県】..... | 74 |
| 3. 沖縄県地震被害想定調査（平成25年3月）【沖縄県】..... | 78 |

| | |
|---|----|
| 4. 観光防災の基本的な流れ【公益財団法人 日本交通公社】..... | 86 |
| 5. 緊急地震速報の発表基準・情報発信【内閣府大臣官房政府広報室】..... | 87 |
| 6. 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動【気象庁】..... | 88 |
| 7. 「特別警報」の発表基準、警報・注意報の関係について【気象庁】..... | 89 |
| 8. 宜野座村防災マップ【宜野座村】..... | 90 |
| 9. 日本国内における近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況【農林水産省】... | 91 |
| 10. 事例「阪神タイガース春季宜野座キャンプ危機管理計画書」【宜野座村】..... | 92 |

第 1 章 計画策定にあたり

1. 本計画の目的

本計画は、観光産業に負の影響を与える台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機に関し、観光危機管理の基本的な対応等を定め、観光危機が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該危機の減災対策や、危機発生時に情報弱者となる観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を迅速かつ確実に実施できる体制を整備し、安全・安心・快適な観光地の形成を目的とする。

2. 本計画の性格・位置付け

(1) 本計画の性格

本計画は、宜野座村における観光危機管理に関する総合的な基本計画で、「宜野座村地域防災計画」及び「第2次沖縄県観光危機管理基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方針」や「基本施策」を明らかにするものであり、村民をはじめ、行政、宜野座村観光協会、その他観光関連団体・事業者等の各主体の自発的な活動の指針となるものである。また、「宜野座村地域防災計画」、「第2次沖縄県観光危機管理基本計画」などの既存計画等で定める防災対策等について、観光分野に係る役割を明確にし、観光危機発生時の観光客の安全確保や、観光産業の早期復興・事業継続支援等の基本的な取組を示すものである。

そのため、本計画で定める観光危機管理対策について、既存計画等で定められている場合は、当該既存計画等に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画等で定められていない場合は、本計画に基づいて対応を行うものとする。(図1)

(2) 本計画の位置付け

図1.本計画の位置づけ



1一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）以下、OCVBと記載する

3. 沖縄観光の危機管理上の課題と宜野座村における観光危機管理の必要性

(1) 沖縄県観光における危機管理上の課題

沖縄県では、危機管理上の課題として、下記の内容をあげている。以下、部分的にまとめ記載する。

○島しょ県としての地理的環境

沖縄は、日本本土から離れた島しょ県として広大な海域に 160 の島々を有し、沖縄本島と橋等で連結されている 11 の島を除く 148 の島を「離島」と位置づけている。そのうち有人島は 47 島、無人島は 113 島となっている。

島々の多様な魅力を楽しめる地理的環境は、観光産業の発展を図る上で有利に働くが、防災上、不利な側面を有している。

○交通手段が空路・海路に限定されるため、災害等により運航が停止すると多くの観光客が帰宅困難に

人や物の往来は、空路と海路に頼らざるを得ない状況であることから、台風の襲来時には、人流・物流ともに停止することになり、小規模離島においては、物資が不足する事態が起こるとともに、県内各島々に滞在している多くの観光客が、帰宅困難になることが予想される。

○地震・津波による那覇空港や那覇港クルーズ船ターミナル、県内各地域の観光関連施設等が被害を受ける可能性あり（沖縄県地震被害想定調査）⇒平常時からの検討が必要

沖縄県地震被害想定調査(平成 27 年 3 月)では、沖縄県域で発生する地震・津波によって、沖縄観光の主要施設である那覇空港や那覇港クルーズ船ターミナル、県内各地域の観光関連施設等が被害を受ける可能性があることから、平常時からの観光関連施設の耐震化等の減災対策、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な情報発信、那覇空港などの施設等が使用不能となった場合の対応策等の検討が必要である。

○今後も観光客数の増加が見込まれる。県民のみならず観光客にも配慮した対応が必要

新型コロナウイルス感染症拡大前の平成 30 年度沖縄県への入域観光客数は、1,000 万 4,300 人(うち外国人観光客 300 万 800 人)と好調な伸びを示していた。この人数を基準に換算すると、本県に滞在する観光客は 1 日平均約 10 万人、うち外国人観光客は約 3 万人となる。

観光危機発生時の避難誘導體制、避難施設、食料・飲料水などの備蓄の確保、救助・救急・医療活動等については、県民のみならず観光客の言語や宗教、風習等にも配慮した対応が必要である。

○外国人及び要支援観光客等にも配慮した行政と民間が連携した地域間、市町村間、県全体の広域的な危機管理体制の構築が必要

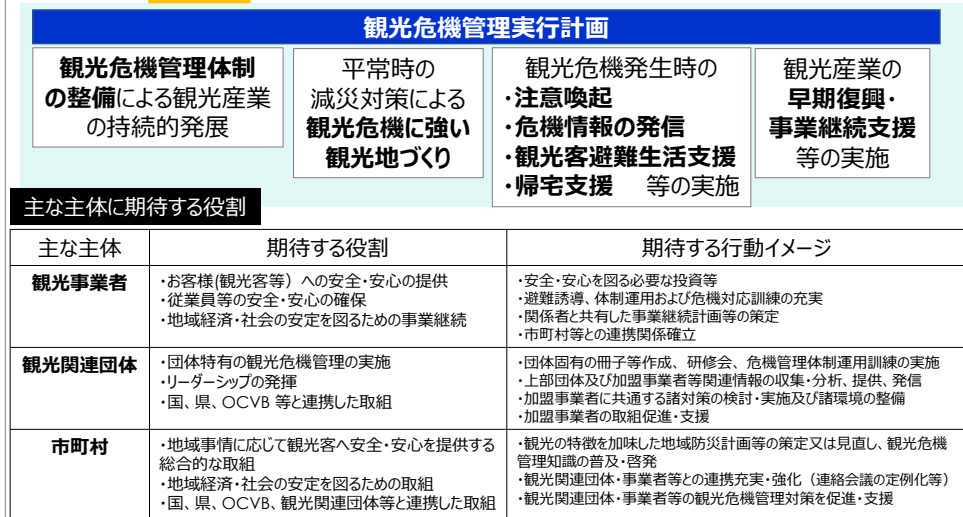
平成 31 年(令和元年)の旅行形態の推移とみると、本県を訪れる観光客は個人観光客の割合が 6 割となっており、レンタカーや公共交通機関等を利用して自由に活動しているものと考えられる。

国内・海外からの観光客の行動特性に応じた多言語での観光危機情報の発信、観光危機発生時の所在・安否の確認、安全な場所への避難誘導體制等の強化、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児連れ・妊婦などの迅速な避難行動が困難な観光客(以下、「要支援観光客」という。)にも十分配慮した対応が必要である。そのためには、行政と民間が連携した地域間、市町村間、県全体の広域的な危機管理体制を構築しなければならない。

なぜ、観光危機管理計画が必要か？

安全・安心・快適な沖縄観光ブランドの構築による世界水準の観光リゾート地の形成

「沖縄県観光危機管理実行計画が目指す姿」※沖縄県危機管理計画より



(2) 宜野座村における観光危機管理の必要性

本村においては、「宜野座村地域防災計画」が策定されており、災害時等における防災対策の基本方針や災害予防、災害時対策、災害復旧・復興計画等定めているが、本村への県内外からの観光客も年々増加しており、上記の沖縄県が掲げる課題も含め、本村としても、観光客を対象とした危機管理計画が必要である。

(3) 「宜野座村観光危機管理」における「観光客」の定義

本「宜野座観光危機管理計画」における「観光客」は以下のとおり、定義する。

| | |
|-------|--------------------------|
| 観光客とは | 宜野座村を訪れる村外客(県外客、県内客、海外客) |
|-------|--------------------------|

4. 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

以下、観光危機管理及び観光危機管理の定義については、国土交通省観光庁・国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所作成の「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」の記載内容を以下のとおり引用し、定義する。

(1) 「観光危機」の定義

観光危機とは、自然災害や事故・事件等の人為的災害、感染症の流行等の発生、観光を取り巻く環境の急激な変化、また、それらに伴って風評や誇張された情報が広がることにより、観光客や観光客の安全が脅かされ、観光産業に甚大な負の影響が生じた場合で、限られた時間と不確実な状況の下で事態に対応するための意思決定をしなければならない状況や事象を「観光危機²⁾」という。

²⁾ 高松正人 観光危機管理ハンドブック(2018年)※自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書(国土交通省 観光庁・国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所)

(2) 「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機をあらかじめ想定し、被害を最小化するための「減災対策」、危機に備えた計画やマニュアルの策定、定期的な訓練を実施し、観光危機発生時における観光客への「情報発信」、「避難誘導・安全確保」、「帰宅困難者対策」等の迅速な対応、観光危機後の「風評被害対策」、観光産業の「早期復興・事業継続支援」等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

(3) 観光危機管理の対象

観光危機管理の対象としては、観光客をイメージする。危機や災害が発生した時に観光客の安全を確保することは、観光地と観光関連事業者の重要な役割である。同時に観光危機管理の対象として忘れてはならないのは、観光関連事業者の事業を守ることである。観光が地域の社会や経済を支える重要な柱となっている今日、危機や災害による観光客の減少に伴う経営悪化や、災害で施設や備品が損害を受けたりした観光関連事業者が、一日も早く事業を立て直せるように備えておくことは、災害後の地域経済の復興にとっても大切である。

POINT① 観光危機管理の構成（考えるべきこと）

観光危機管理の構成

- ① あらかじめの想定
その地域・事業に起こり得る観光危機を、あらかじめ可能な限り具体的に想定する
- ② 被害の最小化
「減災」の基本的な考え方
台風や地震など自然災害の発生を止めることはできないが、対応の備えをしておくことにより危機や災害による影響や被害を小さくすることはできます。
- ③ あらかじめの計画
想定される危機への対応をあらかじめ平常時に検討・計画しておくことで、危機発生時の時間や情報が限られた状況でも、的確な対応を素早く行うことができます。
- ④ 訓練
計画やマニュアルが整備されても、それが関係者に周知され、訓練されていないと、いざ危機や災害が発生したときに迅速に対応できません。
- ⑤ 迅速な対応の的確な実施
危機・災害への対応をあらかじめ検討し、計画やマニュアルを策定し、それにもとづいた訓練をしておくことにより、実際に危機や災害が発生した時に、判断に迷ったり戸惑ったりすることなく、直ちに的確な対応をすることができます。
- ⑥ 観光産業の早期復興
観光危機管理は、危機や災害発生時に観光客や従業員の安全を確保するための初動対応だけでなく、危機後の観光産業を早期に復興することが主な目的。危機発生後のできるだけ早いタイミングから観光の復興計画の検討を始めることを計画に盛り込みます。
- ⑦ 組織的な対応
観光危機への対応は、行政機関と観光関連事業者が連携し、組織的な対応ができるよう計画し、訓練しておくことが重要です。

『自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書』より
国土交通省 観光庁/国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所

POINT② 観光危機管理で対象となる方

観光危機管理の対象

両輪で考える

A 旅行者・観光客
の安全確保

B 観光関連事業者の事業を守ること

| 危機の段階 | 旅行者・観光客の安全・安心 | 地域・事業者の事業継続 |
|--------------------|---|---|
| 平常時 | 危機の想定・分析、危機対応計画・マニュアルの策定 BCP（事業継続計画）の策定、訓練、備蓄、減災対策 | |
| 危機発生が間近に 想定される時 | 情報提供、早期帰宅勧奨、 リスク除去・安全確保対策 | 情報収集、対応体制、 リスク事前対応、計画休業 |
| 危機発生時 | 避難誘導、救護、安否確認 | |
| 危機直後 (初動期) | 災害情報提供、安全確保、待機場所提供、通 信提供、交通情報提供帰宅支援 | 被害確認、従業員安否確認、 予約客対応、取消状況把握、 営業・休業判断、運転資金確保、 営業情報発信 |
| 復旧期 | ボランティア受入 | 保険金請求手続、復旧工事発注、 従業員雇用対策、 観光復興マーケティング計画、 復旧状況情報発信 |
| 観光復興期 | | 観光復興マーケティング活動 |

『自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書』より
国土交通省 観光庁/国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所

5. 本計画作成における体制

宜野座村観光危機管理計画策定委員会は以下のとおりである。

委員は、県、観光関連団体、沖縄観光コンベンションビューロー、商工会、学識経験者、宜野座村各担当課等で構成された。

(1) 宜野座村観光危機管理計画策定委員会 委員構成

| | 所属・職名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 備考 |
|---|---|--------------------------------|-----------------------------------|------|
| | | 氏名 | 氏名 | |
| 1 | 宜野座村副村長 | 下里 哲之 | | 委員長 |
| 2 | (一社) 宜野座村観光協会長 | 金城 順一 | | 副委員長 |
| 3 | 沖縄県 文化観光スポーツ部観光政策課長 | 金城 康司 【代理参加】 副参事 呉屋陽慈 | 久保田 圭 【代理参加】 総務班長 小橋川 健康 | 委員 |
| 4 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 企画・施設事業部 企画課 主査 | 中山 睦美 | | 〃 |
| 5 | 宜野座村商工会長 | 宜野座 盛克 | | 〃 |
| 6 | 宜野座村観光商工課長 | 仲間 出 | | 〃 |
| 7 | 宜野座村総務課長 | 城間 真 | | 〃 |
| 8 | 学識経験者 株式会社サンダーバード代表取締役 | 翁長 由佳 | | 〃 |

事務局・本計画作成チーム

| | | | |
|---|------------------|-------|--|
| 1 | 観光商工課 課長補佐 | 島袋 美和 | |
| 2 | 観光商工課 主任 | 幸喜 光徳 | |
| 3 | 観光商工課 観光商工アドバイザー | 友利 直子 | |

(2) 委員会開催

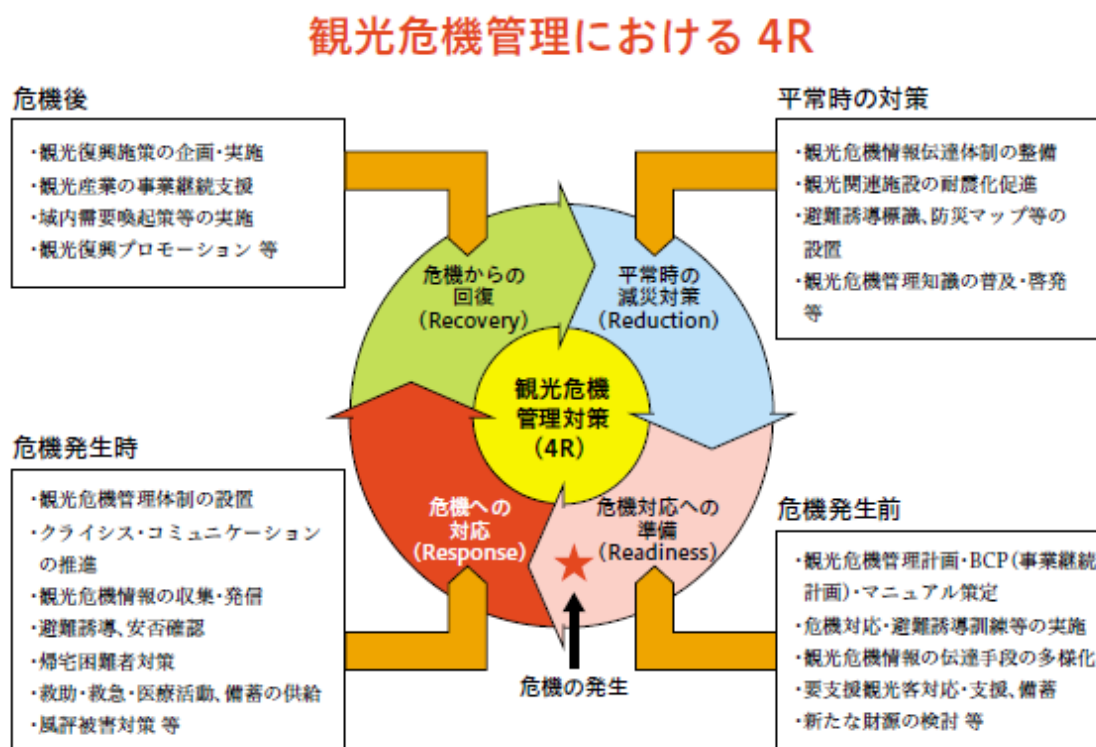
委員会は下記のとおり実施した。

| | 開催日 | 議題 |
|-----|---------------|---|
| 第1回 | 2022年3月28日(火) | ・宜野座村観光危機管理計画改正の概要説明 ・宜野座村観光危機管理計画(素案)について |
| 第2回 | 2024年3月4日(月) | ・宜野座村観光危機管理計画修正版確認 |

6. 宜野座村観光危機管理の基本方針

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策 (Reduction)」、「危機対応への準備 (Readiness)」、「危機への対応 (Response)」、「危機からの回復 (Recovery)」の 4 段階 (4R) があり、それぞれの段階において、宜野座村や観光関連団体、観光関連事業者及び村民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。(図表 12) 各段階における基本方針は、以下のとおりである。

図 観光危機管理における 4R



出典：第 2 次沖縄県観光危機管理計画

(1) 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強く世界から選ばれる魅力ある安全・安心で快適な観光地づくりを目指し、多言語対応の避難誘導標識等の設置、安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

【主な取組】

- ①観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備
- ②観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心で快適な観光地づくり
- ③多言語対応の避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進による安全対策の充実・強化
- ④地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成、観光危機管理担当者の配置 等

(2) 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光客の安全確保や観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等及びマニュアルの策定促進、地域全体で取り組む危機対応・避難誘導訓練の定期的な実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。

【主な取組】

- ①市町村や OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画・マニュアル・BCP (事業継続計画) 等の策定・見直し等の促進
- ②観光関連事業者等における定期的な危機対応・避難誘導訓練等の実施
- ③観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ④要支援観光客への対応・支援体制の強化
- ⑤観光客に配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水、衛生用品などの備蓄の充実・強化
- ⑥観光危機管理を含めた持続可能な観光地づくりと新たな財源の検討 等

(3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

【主な取組】

- ①観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ②観光危機対応に関する関係機関や県民との合意形成、クライシス・コミュニケーションの推進
- ③迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化
- ④観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ⑤帰宅困難者対策、被災した観光客の家族や関係者への対応
- ⑥被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑦避難した観光客への食料・飲料水、衛生用品及び生活必需品等の備蓄の調達と供給
- ⑧観光危機や観光産業への影響に関する迅速かつ正確な情報収集・発信等による風評被害対策 等

(4) 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援、域内需要喚起策等の施策を推進する。

【主な取組】

- ①観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ②観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化

- ③観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施
- ⑦観光産業の復興に向けた域内需要喚起策等の実施 等

7. 想定される観光危機

本計画において想定する観光危機は、沖縄観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる次に掲げる災害・危機をいう。

想定される観光危機発生時の観光危機管理対策は、既存計画等で対応が定められている場合は、当該既存計画等に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画等で対応が定められていない場合は、本計画により対応を行うものとする。

| 想定する観光危機 | 内容 | 関連する主な既存計画等 |
|---------------|---|---|
| ①自然災害・危機 | 地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等 | 沖縄県地域防災計画 沖縄県危機管理指針 宜野座村地域防災計画 等 |
| ②人為災害・危機 | ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪 等 | 沖縄県地域防災計画 沖縄県危機管理指針 沖縄県国民保護計画 宜野座村地域防災計画 宜野座村国民保護計画 等 |
| ③健康危機 | 大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生 等 | 沖縄県感染症予防計画 沖縄県結核予防計画 沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画 沖縄県健康危機管理対策要綱 宜野座村新型インフルエンザ等対策行動計画 等 |
| ④環境危機 | 大気汚染、海洋汚染 等 | 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起対応マニュアル 光化学オキシダントに関する対応マニュアル 等 |
| ⑤県外で発生した災害・危機 | 県外で発生した①から④の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争 等 | 沖縄県観光危機管理基本計画 宜野座村観光危機管理基本計画 等 |

8. 宜野座村の観光の状況

(1) 宜野座村の観光の動向

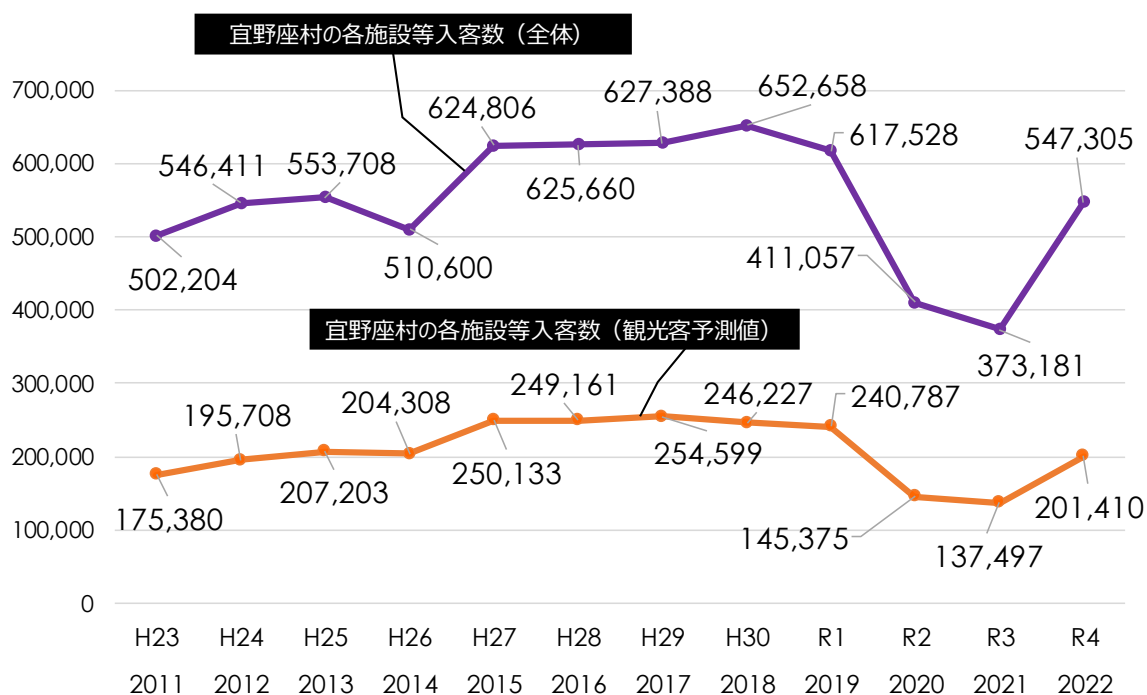
宜野座村の入域客数は、宜野座村まつりや漢那ダムまつり等イベントや、いちご狩り体験、プロ野球阪神タイガースの春季キャンプを中心に、近年 60 万人前後で推移していたが、平成 30 年(2018 年)の道の駅「ぎのぎ」リニューアルオープンにより、県内外だけでなく、訪日外国人観光客の利用もみられるなど、100 万人を超える入域客数がカウントされるようになってきている。

あわせて、入域客から想定する県外、国外からの観光客予測値についても、これまで 23 万人前後で推移してきたが、前述の道の駅「ぎのぎ」のリニューアル時の年度には 36 万人を超えるなど、宜野座村における観光客の入域状況が大きく変化している。

今後も、道の駅「ぎのぎ」を起点に、各施設及びイベント等により年間入域客数は 100 万人以上で推移するものと考えられる。

イベント時における村民、入域客を含めた一時的な滞在者数、宿泊等時間帯による滞在者数なども踏まえながら危機管理体制を整備する必要がある。

宜野座村における入込客数の推移



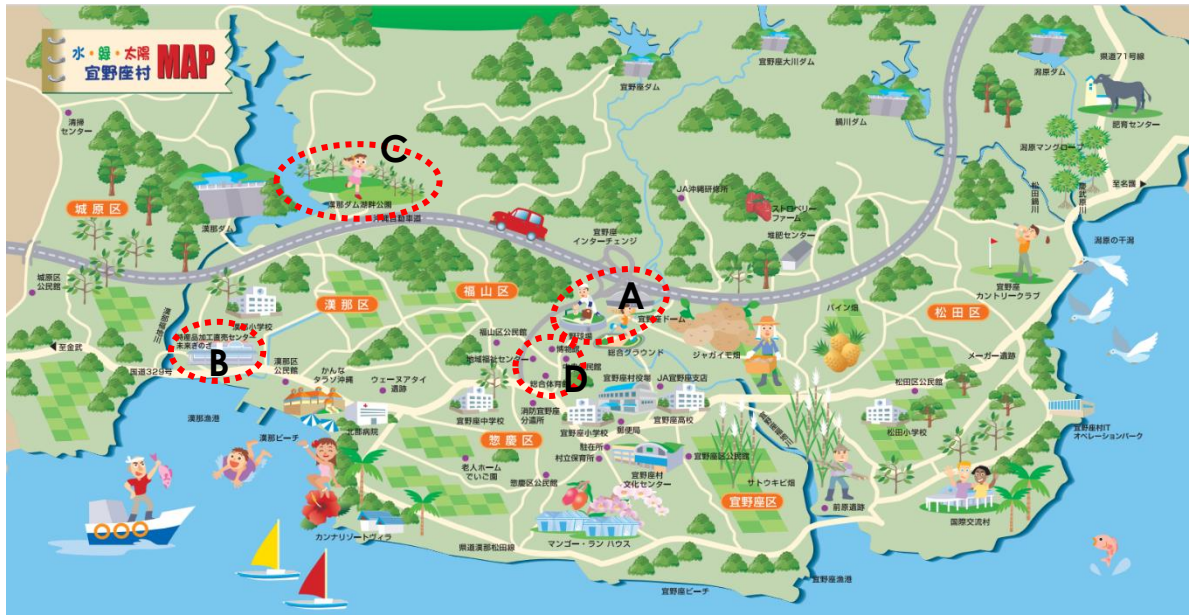
(2) 村内の主なイベント

宜野座村にて開催される主要なイベントは以下のとおり。

イベント時は、地域住民の他、他地域、県外から多くの方が来訪することから、その際に災害が発生したらどう対応するかなど、事前想定し、準備をしておく必要がある。

※参考:P.72 巻末資料「(10)事例 「阪神タイガース春季宜野座キャンプ危機管理計画書」」





(3) 村内の種別宿泊施設数及び客室数

| | 軒数 | 客室数 | | | 収容数 |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|
| | | 和 | 洋 | 計 | |
| ホテル・旅館 | 2 | 0 | 49 | 49 | 139 |
| 民宿 | 2 | 5 | 1 | 6 | 16 |
| ペンション・貸別荘 | 26 | 28 | 38 | 66 | 344 |
| ドミトリー・ゲストハウス | 1 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| ウィークリーマンション | 1 | 0 | 11 | 11 | 22 |
| 団体経営施設 | 1 | 13 | 20 | 33 | 142 |
| ユースホステル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 33 | 46 | 120 | 166 | 673 |

令和3年宿泊施設実態調査結果(令和4年4月26日発表)沖縄県データより宜野座村作成



9. 宜野座村における災害の想定

宜野座村では、令和 2 年度『宜野座村国土強靱化地域計画』を策定しており、その中で記載している「沖縄県内における過去の災害履歴」および、「想定するリスク」は以下のとおりである。

(1) 沖縄県における過去の災害履歴

| 年月日 | 原因 | 主な被害 | 気象値(風速: m/s) ※名護気象台記録 | 台風の経路と勢力等 |
|--------------------------------|----------------------|---|--|---|
| 平成 19 年 7 月 12 日～ 14 日 | 台風 4 号 | 車両 1 台 床上浸水 2 棟 床下浸水 1 棟 | 最大風速 SW28.8 最大瞬間風速 SW50.9 総雨量 236.0 mm | カロリン諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本当の西海上に接近して通過した。 |
| 平成 19 年 7 月 13 日 | 高波 高潮 | 床下浸水 3 棟 | | 台風 4 号が本当の南約 100 kmの海上にあったため、高波や高潮に加え満潮も重なり、浸水が発生した。 |
| 平成 23 年 8 月 3 日～6 日 | 台風 9 号 | (本島全域) 負傷者 42 人 全半壊 28 棟 停電 99,000 戸 他 | 最大風速 SSE27.4 最大瞬間風速 SE47.3 総雨量 585.5 mm 有義波高 (5 日) 9 時 10.0m | 南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5 日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。 |
| 平成 24 年 9 月 15 日～ 16 日 | 台風 16 号 | 負傷者 1 人 物損事故等 4 件 避難状況 4 人 | 最大風速 W29.6 最大瞬間風速 NNE51.4 総雨量 190.5 mm | フィリピンの東から沖縄の南海上に北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。 |
| 平成 24 年 9 月 28 日～ 29 日 | 台風 17 号 | 負傷者 1 人 物損事故等 16 件 電柱損壊 1 件 (16 本) | 最大風速 SW32.2 最大瞬間風速 NW97.5 総雨量 97.5 mm | フィリピンの東で停滞している期間に発達し、29 日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の南海上に北東へ進んだ。 |
| 平成 26 年 7 月 7 日～9 日 | 台風 8 号 (強風、大雨、波浪) | (沖縄本島地方) 負傷者: 34 人 床上浸水: 89 件 床下浸水: 90 件 住家全壊: 3 件 住家半壊: 2 件 一部破損: 37 件 土砂災害: 91 箇所 他 | 最大風速 SSE 27.0 最大瞬間風速 SE43.2 期間降水量 457.5 mm 最大日降水量 264.5 mm 最大 1 時間降水量 76.0 mm | マリアナ諸島で発生、発達しながら北西に進み、フィリピンの東で中心気圧 930hPa、最大風速 50m/s の大型で非常に強い勢力と最も発達した状態となった。台風はその後も勢力を維持したまま、8 日 09 時には宮古島の東北東約 90 kmを北に進み、8 日 15 時には久米島の西約 110 kmを着たいに進んだ。 |
| 令和元年 6 月 26 日 | 大雨、突風 | (大雨による被害) 電力要害: 約 610 戸 停電 (南風原町、読谷村、宜野座村) | 日降水量 (国頭) 188.0 mm (那覇) 138.8 mm (糸数) 148.0 mm | 沖縄の南を北上する熱帯低気圧と久米島の南西海上で新たに発生した熱帯低気圧の影響で、沖縄本島地方では大気の状態が非常に不安定となった。久米島付近にある熱帯低気圧に吹き込む湿った空気の影響により、活発な積乱雲が断続的に発生し、本島中南部を中心に非常に激しい雨が降った。また、26 日 11 時 40 分頃、名護市瀬高で突風が発生した。突風の強さは風速約 30m/s と推定。 |
| 令和 3 年 6 月 28 日～ 7 月 1 日 | 大雨・雷 | 床下浸水: 1 棟 | 期間降水量 411.5 mm 最大日降水量 238.0 mm 日最大 1 時間降水量 73.5 mm | 沖縄本島地方は梅雨前線に流れ込む湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴い猛烈な雨が降った。29 日未明には線状降水帯が発生し、本島北部では線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いたため、沖縄気象台は運用開始後初めて「顕著な大雨に関する沖縄本島地方気象情報」を発表した |

(2) 宜野座村地域防災計画における宜野座村の災害想定

本村では、「宜野座村地域防災計画」策定において、以下の内容を想定の基本としており、本計画においても、それらを踏襲し、検討する。

①風水害

【台風】

●昭和 32 年台風 第 14 号 フェイ

| | |
|-----------|---------------------------|
| 襲来年月日 | 昭和 32 年 9 月 25 日、26 日 |
| 最大風速 | 47.0m/S (那覇) |
| 最大瞬間風速 | 61.4m/S (那覇) |
| 降水量 | 70.7mm (那覇 25～26 日) |
| 死傷者・行方不明者 | 193 名 (うち死者及び行方不明者 131 名) |
| 住宅全半壊 | 16,091 戸 |

●第 2 宮古島台風 (昭和 41 年台風 第 18 号 コウ)

| | |
|--------|---------------------|
| 襲来年月日 | 昭和 41 年 9 月 5 日 |
| 最大風速 | 60.8m/S (宮古島) |
| 最大瞬間風速 | 85.3m/S (宮古島) |
| 降水量 | 297.4mm (宮古島 3～6 日) |
| 傷者 | 41 名 |
| 住宅全半壊 | 7,765 戸 |

●平成 15 年台風 第 14 号 マエミー

| | |
|--------|----------------------------------|
| 襲来年月日 | 昭和 15 年 9 月 10 日、11 日 |
| 最大風速 | 38.4m/S (宮古島) |
| 最大瞬間風速 | 74.1m/S (宮古島) |
| 降水量 | 470.0mm (宮古島 9 日 05 時～12 日 17 時) |
| 死傷者 | 94 名 (うち死者 1 名) |
| 住宅全半壊 | 102 棟 (うち全棟 19 棟) |

【地すべり】

| | |
|---------|--|
| 発生年月日 | 平成 18 年 6 月 10 日 |
| 発生場所 | 沖縄県中頭郡中城村北上原及び安里地内 |
| 降雨状況 | 先行降雨量 533mm (5/1～6/9) (呉屋) 集中降雨量 88mm (6/10) (胡屋) |
| 地すべりの規模 | 平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m 移動土量 約 34 万 m ³ 、地すべり面積 5 万 6 千 m ² 地すべり幅 最大 260m |
| 人的被害 | なし |
| 道路損壊 | 県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m |

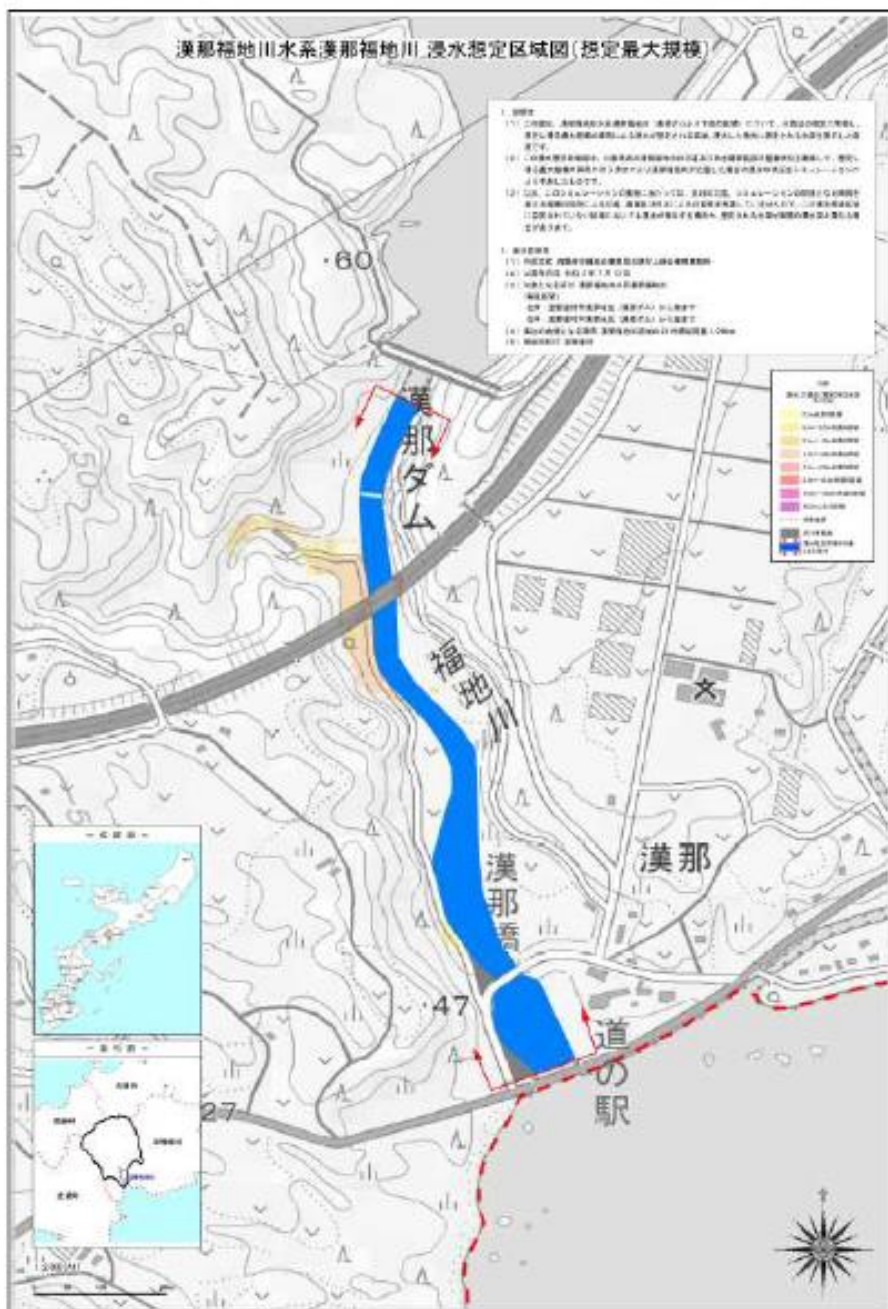
【ダム下流河川の氾濫（浸水想定）】

本村には「漢那ダム」が所在する。管理ダムの下流河川の領域について想定し得る最大規模の降雨が生じた際の下流河川浸水区域について内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所が浸水想定区域図（予測）を作成しており、宜野座村防災計画に記載の内容を以下に記載する。

ダム下流河川浸水想定区域

| 対象となる河川 | 算出の前提となる降雨 | 公表年月日 |
|------------------|-------------------------------|-----------------|
| 漢那福地川水系 漢那福地川 | 漢那福地川流域の 24 時間 総雨量 1,096mm | 令和 2 年 7 月 13 日 |

浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：ダム下流河川浸水想定区域図 内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所

【高潮（浸水想定）】

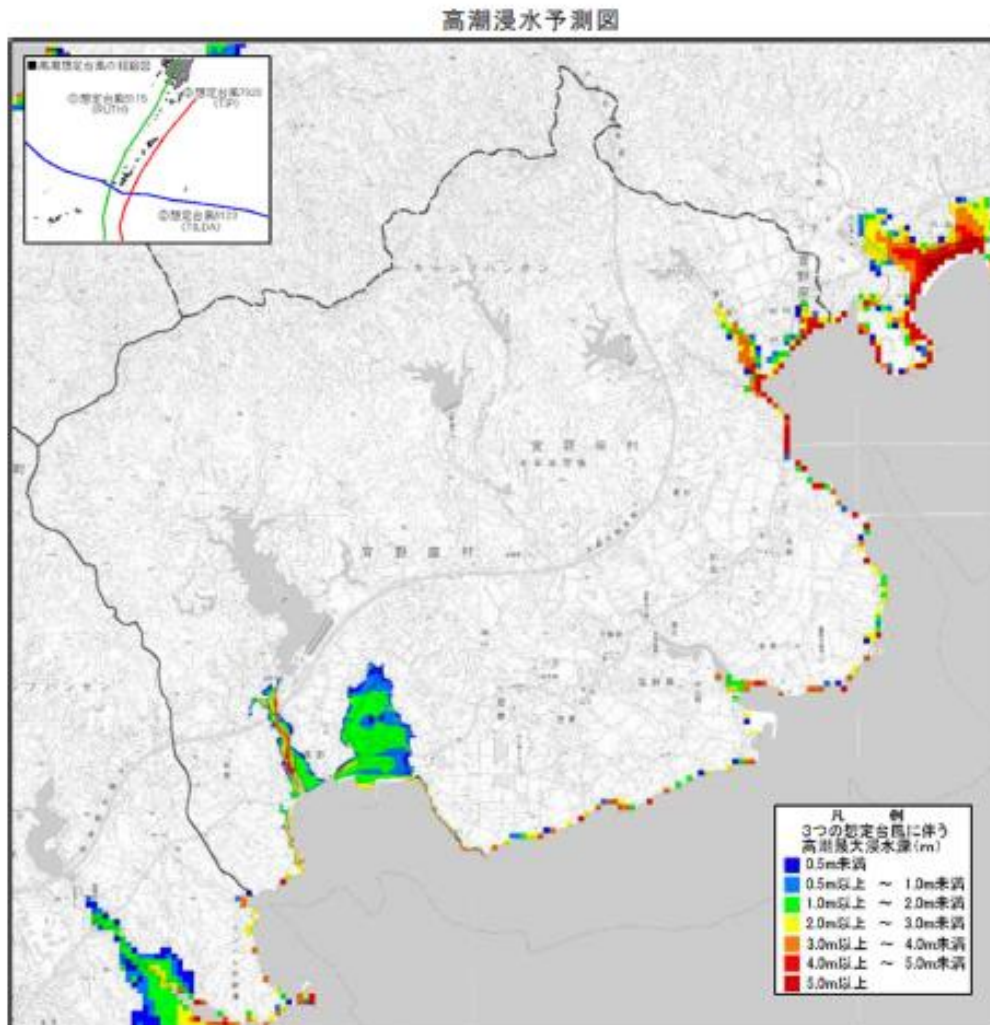
沖縄県は、「平成 18 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査」にて宜野座村の沿岸域についても調査しており、本村に関連する予測結果の概要及び高潮浸水予測図は以下のとおりである。宜野座村防災計画に記載の内容を以下のとおり、記載する。

※「平成 18 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査」

本県に襲来する台風の特徴をもとに大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧 870hPa)を想定し、波浪と高潮による浸水区域を予測したもの。

高潮浸水想定概要

| 対象 | 想定台風の経路 | 浸水予測 |
|-------|--|--|
| 本当沿岸域 | ①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上 | 本当南部では海岸に沿って広がっている 低地、本当北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水 |



資料：平成 18 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書

【土砂災害（危険箇所・区域等）】

本村には現在、土砂災害警戒区域等の指定はされていない。

②地震及び津波の想定

参照：巻末資料「3.沖縄県地震被害想定調査」（平成25年3月）【沖縄県】

以下、宜野座村地域防災計画に記載の、本村に関する地震・津波被害予測想定は以下のとおりである。

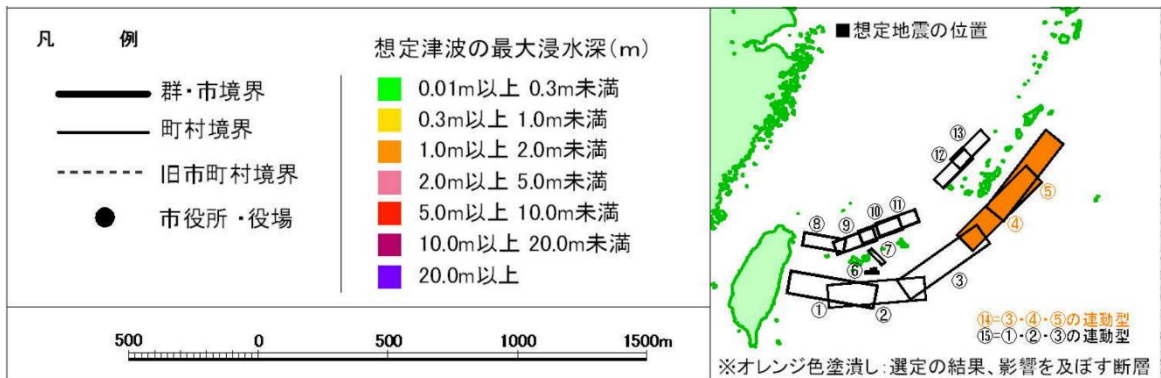
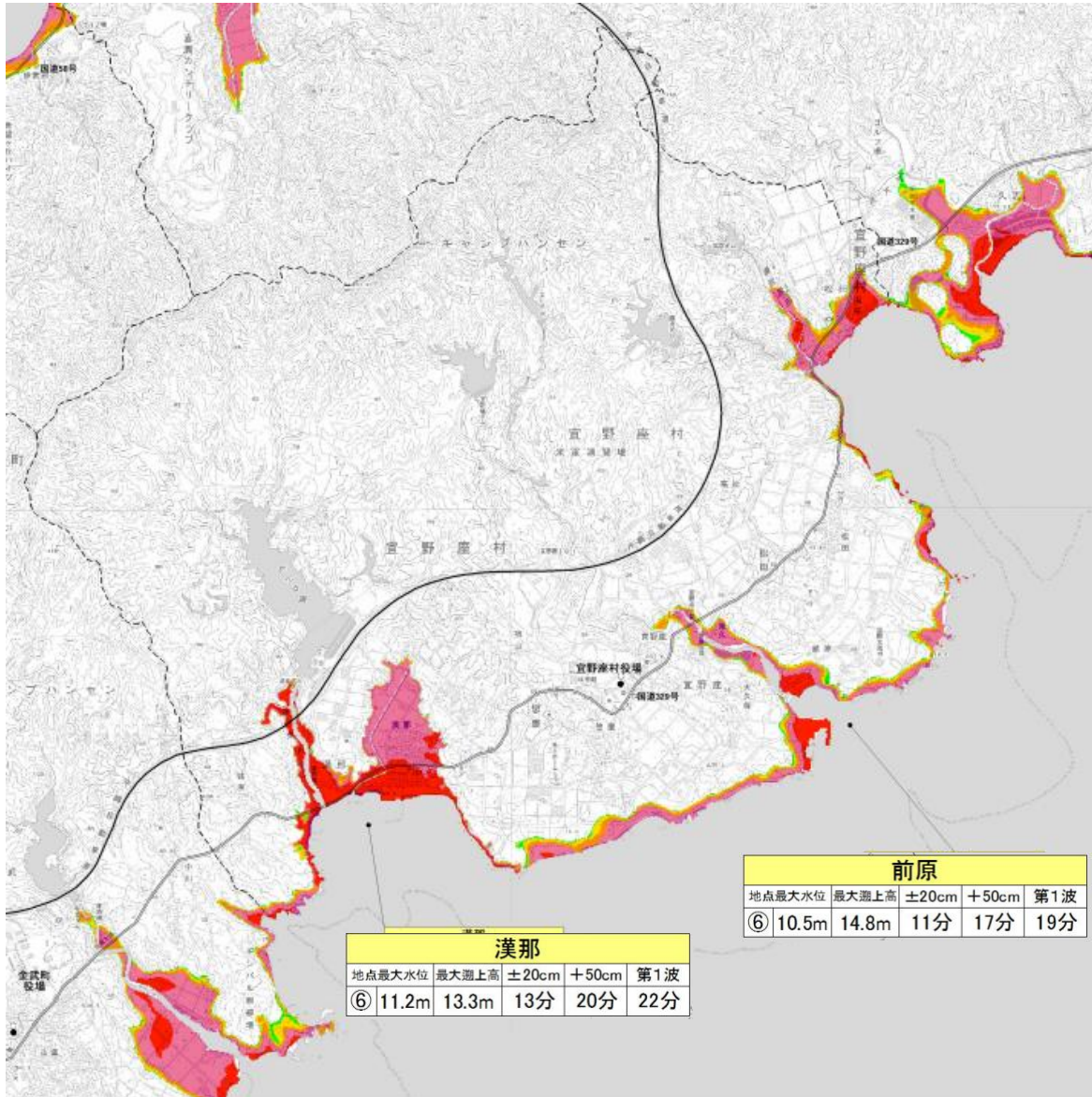
【想定地震】

地震・津波被害予測の想定地震一覧

| No | 想定地震 | マグニチュード | ゆれ等の特徴 | 予測最大震度 | 備考 | |
|----|---------------|---------|-----------------------|--------|----------------------|-------------|
| 1 | 沖縄本島南部断層系 | 7.0 | 沖縄本島南部において震度が強い | 7 | 前回調査より (平成21年度) | |
| 2 | 伊祖断層 | 6.9 | 那覇市周辺において震度が強い | 7 | | |
| 3 | 石川-具志川断層系 | 6.9 | 沖縄本島中南部において震度が強い | 7 | | |
| 4 | 沖縄本島南部スラブ内 | 7.8 | 沖縄本島南～中部において震度が強い | 6強 | | |
| 5 | 宮古島断層 | 7.3 | 宮古島において震度が強い | 7 | | |
| 6 | 八重山諸島南西地震○ | 8.7 | 津波浸水深の最大値を示す | 6弱 | 平成23年・24年度津波被害想定調査より | |
| 7 | 八重山諸島南方沖地震○ | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す | 6弱 | | |
| 8 | 八重山諸島南東沖地震○ | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す | 6弱 | | |
| 9 | 沖縄本島南島沖地震○ | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す | 6弱 | | |
| 10 | 沖縄本島東方沖地震○ | 8.8 | 津波浸水深の最大値を示す | 6弱 | | |
| 11 | 石垣島南方沖地震○ | 7.8 | 黒島において震度が強い | 6弱 | | |
| 12 | 石垣島東方沖地震○ | 8.0 | 石垣島において震度が強い | 6強 | | |
| 13 | 石垣島北方沖地震○ | 8.1 | 西表島、多良間島において震度が強い | 6強 | | |
| 14 | 久米島北方沖地震○ | 8.1 | 久米島、栗国島において震度が強い | 6弱 | | |
| 15 | 沖縄本島北西沖地震○ | 8.1 | 伊平屋島、伊是名島において震度が強い | 6弱 | | |
| 16 | 沖縄本島南東沖地震3連動 | 9.0 | 沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い | 6強 | | |
| 17 | 八重山諸島南方沖地震3連動 | 9.0 | 先島諸島広域において震度が強い | 6強 | | |
| 18 | 沖縄本島北部スラブ内 | 7.8 | 沖縄本島中～本部において震度が強い | 6強 | | 平成25年度に新規設定 |
| 19 | 宮古島スラブ内 | 7.8 | 宮古島全域、伊良部島において震度が強い | 6強 | | |
| 20 | 石垣島スラブ内 | 7.8 | 石垣島市街地において震度が強い | 6強 | | |

○同一地震における地震動と津波両方の被害想定対象として

沖縄県津波被害想定調査における宜野座村の津波の被害想定



※出典 沖縄県津波被害想定調査(平成 27 年 3 月)津波浸水予測図(宜野座村)

宜野座村における地震・津波被害量予測一覧

| 想定地震 | 死者 [人] ※津波 | 重症度 [人] ※津波 | 軽傷者 | 避難者 [避難所内:人] | | 全壊 [棟] ※津波 | 半壊 [棟] ※津波 | 断水 [人] | 下水道 被害 [人] | 停電 [軒] | 通信機 能障害 [回線] |
|------------------|------------------|-------------------|-------------|-----------------|----------|------------------|------------------|-----------|------------------|-----------|--------------------|
| | | | | 1日後 | 1週間 後 | | | | | | |
| 沖縄本島南部断層系による地震 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 4 | 7 | 0 | 1,066 | 0 | 0 |
| 伊祖断層による地震 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 | 4 | 8 | 0 | 1,083 | 0 | 0 |
| 石川-具志川断層系による地震 | 0 | 0 | 5 | 10 | 9 | 7 | 32 | 11 | 1,536 | 0 | 0 |
| 沖縄本島南部スラブ内地震 | 1 | 7 | 46 | 94 | 302 | 87 | 240 | 3,196 | 2,274 | 1,322 | 303 |
| 宮古島断層による地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 八重山諸島南西沖地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 八重山諸島南方沖地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 八重山諸島南東沖地震 | 0 ※0 | 1 ※0 | 1 ※0 | 4 | 3 | 4 ※0 | 10 ※0 | 0 | 1,083 | 0 | 0 |
| 沖縄本島南東沖地震 | 365 ※365 | 306 ※303 | 604 ※587 | 949 | 743 | 580 ※537 | 114 ※32 | 2,191 | 4,966 | 3,940 | 1,183 |
| 沖縄本島東方沖地震 | 384 ※384 | 303 ※300 | 599 ※581 | 953 | 759 | 584 ※536 | 122 ※33 | 2,353 | 5,029 | 4,238 | 1,237 |
| 石垣島南方沖地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 石垣島東方沖地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 石垣島北方沖地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 久米島北方沖地震 | 0 ※0 | 0 ※0 | 5 ※0 | 18 | 17 | 17 ※0 | 43 ※0 | 50 | 1,755 | 0 | 0 |
| 沖縄本島北西沖地震 | 0 ※0 | 0 ※0 | 4 ※0 | 9 | 8 | 6 ※0 | 29 ※0 | 22 | 1,755 | 0 | 0 |
| 沖縄本島南東沖地震 3連動 | 385 ※383 | 311 ※300 | 624 ※579 | 1,005 | 984 | 632 ※509 | 235 ※30 | 4,282 | 5,042 | 4,756 | 1,320 |
| 八重山諸島南方沖地震 | 0 ※0 | 0 ※0 | 2 ※0 | 5 | 4 | 4 ※0 | 14 ※0 | 0 | 1,195 | 0 | 0 |
| 沖縄本島北部スラブ内地震 | 1 | 11 | 61 | 129 | 441 | 126 | 306 | 3,968 | 2,287 | 1,773 | 407 |
| 宮古島スラブ内地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |
| 石垣島スラブ内地震 | 被害想定なし | | | | | | | | | | |

※ の欄は津波による被害者数である

資料:平成 25 年度沖縄県地震被害調査より宜野座村抜粋
(宜野座村地域防災計画)

(3) 宜野座村における想定される観光リスクの洗い出し

本村で発生する可能性のある災害や危機で、観光客や観光産業に大きな影響を及ぼす恐れがあるものについて、以下のとおり整理する。

| 想定する観光危機 | 内容 | 宜野座村における観光リスク |
|---------------|--|---|
| ①自然災害・危機 | 地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害(竜巻を含む)等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 台風 ● 地震・津波 ● 土砂災害 |
| ②人為災害・危機 | ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害(原子力艦等)、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪、SNS・報道などによる風評被害等 | <ul style="list-style-type: none"> ● ホテル等宿泊施設、観光施設等での大規模火災 ● 基地内で発生した災害 ● 船舶事故等による海洋汚染 |
| ③健康危機 | 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症、大規模食中毒、有毒生物等の異常発生等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス ● 感染症 ● 集団食中毒 |
| ④環境危機 | 大気汚染、海洋汚染等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海洋汚染(赤土流出) ● 大気汚染 |
| ⑤県外で発生した災害・危機 | 県外で発生した①から④の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 航空便の長期に渡る運航停止 ● 交通遮断による食物輸送の停止 |

(4) 宜野座村における観光リスクのマトリックス検討

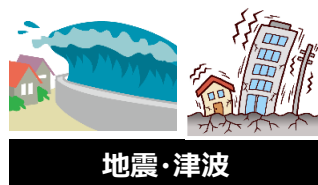
宜野座村で発生する可能性のある災害や危機として整理した中で、観光客や観光産業に大きな影響を及ぼす恐れがあるもの、発生した場合の対応の備えを優先すべきものについて、発生頻度(確率)と、発生時の影響度をマトリックスで記載整理した。内容は以下のとおりである。

マトリックスで表現・検討の結果、対応優先度が高い災害・危機としては、「津波・地震」、「風水害(台風、大雨・洪水等)」があげられる。



(5) 宜野座村で危機・災害が発生した際の観光客、従業員と事業者が被る影響の想定

(4)にて検討の結果の、宜野座村において対応優先度が高いと想定される「津波」、「地震」について、危機・災害が発生した場合の観光客、従業員と事業者が被る影響の事例について、以下のとおり想定し、対応イメージを検討する。



- 震度 6 弱以上の揺れを観測
- 沖縄県が「大津波」の警報を発表
- 各地で 3m以上 10m未満の津波を観測



- 特別警報発令 (※資料編 P.67 参照)
- 超大型 (風速 15m/s 以上の半径 800 km以上) で猛烈な (最大風速 54m/s 以上) 台風
- 日降水量が 300 ミリを超える大雨
- 2 日以上暴風域に入る。航空手段等が運航停止

想定 地震・津波の発生

| 危機・災害により発生する事象 | 影響を受ける対象 | 想定される影響 |
|---------------------------------|------------------|--|
| 建物・施設の倒壊 家具・備品等の転倒・落下 | 観光客 | ●観光客の死傷 |
| | 観光関連事業者 | ●施設・設備・備品の損壊 ●従業員の死傷 |
| 観光客が避難することによる地域の避難所の混雑・密集 | 観光客 地域住民(避難者) | ●水・食料・日用品備蓄が不足 ●感染症への感染リスクが高まる ●地域住民の避難者との摩擦 |
| 津波に人が巻き込まれる | 観光客 観光関連事業者 | ●観光客の死傷 ●従業員の死傷 |
| 停電の発生 断水 | 観光客 観光関連事業者 | ●照明が消える、空調が使えない ●トイレ・風呂・シャワーが使えない ●エレベーター・エスカレーター停止 ●買い物・支払い・精算ができない ●情報を得ることができない |
| 通信規制:災害時に通信が混雑した場合、自動的に発信規制がかかる | 観光客 観光関連事業者 | ●電話(固定・携帯)がかげられない ●状況を家族や関係者に連絡できない |
| 交通機関の運転見合わせ、 道路の不通・交通規制 | 観光客 | ●帰宅できなくなる、移動できない ●当地域に来ることができない |
| | 観光関連事業者 | ●来訪予定の観光客が旅行中止 ●予約のキャンセル、売上減少 ●物流停止により物資が入手困難となる |
| 余震が続く | 観光客 | ●不安が募る |
| | 観光関連事業者 | ●予定されていた旅行の延期・中止による予約のキャンセル、売上減少 ●建物の破損 |
| 浸水 | 観光客 観光関連事業者 | ●施設・設備・備品の損壊 ●停電等の発生 |
| ダムの決壊 | 観光客 観光関連事業者 | ●漢那地区の施設・家屋の浸水・倒壊 ●停電等インフラへの影響 |

※国土交通省 観光庁/国連世界観光機関 (UNWTO) 作成「駐日事務所自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」を引用し作成

想定 風水害（大雨、台風等）の発生

| 危機・災害により発生する事象 | 影響を受ける対象 | 想定される影響 |
|----------------|----------------|--|
| 大雨・洪水 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●大雨が降り、道路が冠水する ●洪水で交通が困難となる ●観光客、従業員の死傷者がある可能性がある。 |
| 浸水 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●床下にまで浸水する ●営業が困難となる |
| 河川の増水 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●周辺地域の施設・家屋が床下浸水する ●溺死する可能性がある ●観光客、従業員の死傷者がある可能性がある。 |
| 暴風 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●施設の窓ガラス等が破損する ●電柱・樹木などが倒壊する ●停電する ●観光客、従業員の死傷者がある可能性がある。 |
| 高波・高潮 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●周辺地域の施設・家屋が浸水する ●電化製品などが故障する ●ビーチ・海浜の損壊 ●観光客、従業員の死傷者がある可能性がある。 |
| 航空手段が運航停止 | 観光客 観光関連事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●観光客が帰宅困難となる ●宿泊場所確保が困難となる |

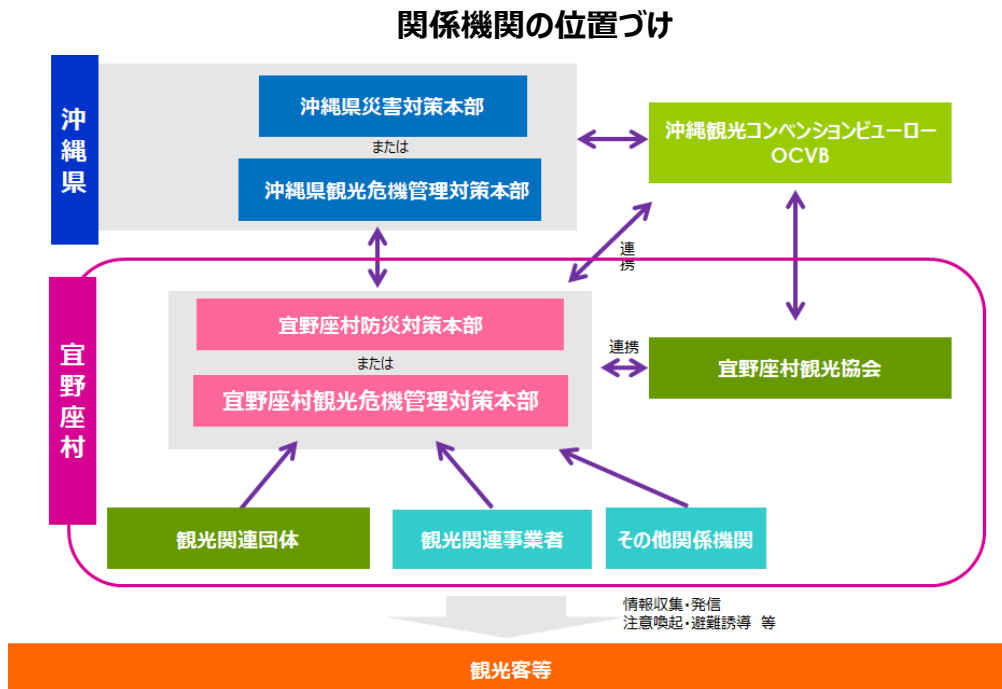
宜野座村内の各施設における観光危機の想定

| 危機発生区域 | 村内の状況 | |
|---|--|--|
| | 地震・津波 | 台風・風水害等 |
| <p>道の駅「ぎのぞ」</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 震度 6 弱以上の地震を観測し、津波警報が発表される。 ● 地震が発生。施設の倒壊、利用者の混乱発生。 ● 津波による浸水 ● 窓ガラスが破損する | <ul style="list-style-type: none"> ● 大型台風の発生により、施設 1 階が浸水。停電などで営業が困難となる。 ● 強風によるコンクリート剥離 ● 雨漏りによる天井落下 ● 停電の継続 ● 塩害による施設劣化 |
| <p>タピックタラソセンター宜野座</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震が発生。施設の倒壊、利用者の混乱発生。 ● 津波警報の発表。 ● 窓ガラスが破損する | <ul style="list-style-type: none"> ● 浸水/雨漏り・天井落下 ● 施設内にカンナビーチからの砂飛来 ● 海水取水不可の為、営業できない。 ● 停電の継続/営業の見込みができない。 ● 塩害による施設劣化 |
| <p>海岸沿いペンション・ホテル</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波により浸水し、避難者の発生及び営業困難となる ● 地震により窓ガラスが破損する。 | |
| <p>松田鍾乳洞 (松田地区体験交流センター)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震により施設の崩壊、観光客の混乱発生。 ● 通信手段がなく、混乱する ● 停電 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大量の雨が降りこみ、施設内が増水で営業が困難となる。 |
| <p>村内漁港</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ● 大地震発生後の津波による船舶の損壊・座礁、施設の倒壊によるマリンレジャーへの影響。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨等の影響で赤土が流出し海洋が汚染された場合、景観及びマリンレジャー客へのケアが必要 ● 漂着ゴミや海藻が大量に打ち上げられる(景観・汚臭等)。 |
| <p>村内各所</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模停電が発生し、多くの観光客が避難所またはホテルに滞留する。 |

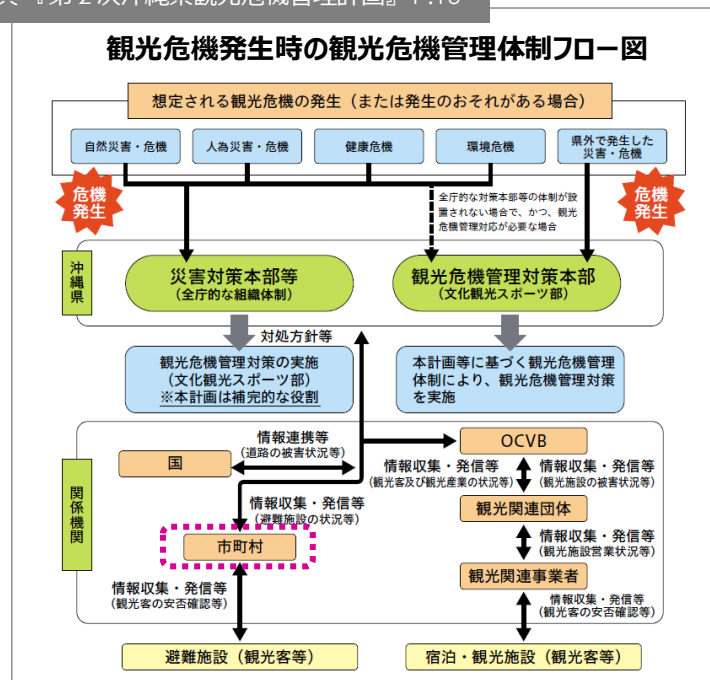
10. 観光危機管理体制

(1) 観光危機管理体制及び既存計画に基づく体制と関係機関の位置づけ

観光危機管理の組織体制は、「宜野座村地域防災計画」等、組織体制が設置されている場合は、当該既存計画等に基づく観光担当部の役割として、観光危機管理に係る対応を行うものとし、既存計画等で組織体制が定められていない場合は、本計画等が定める体制により対応を行うものとする。



出典 『第2次沖縄県観光危機管理計画』 P.16



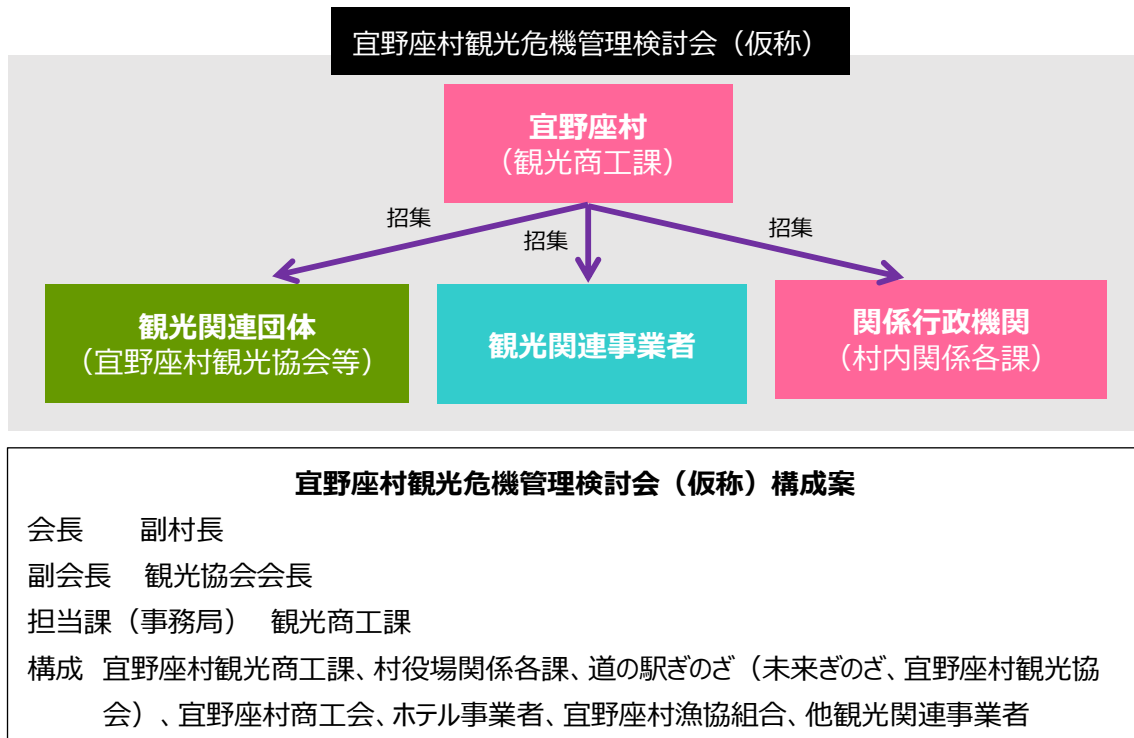
観光危機の状況・
推移によって設置

| 観光危機発生時 | 観光危機管理体制 | 主な取組 |
|---------|------------------|--|
| ↑ | 対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 観光産業の早期復興・事業継続支援 等 |
| ↑ | 警戒本部 | <ul style="list-style-type: none"> 観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 観光客への情報発信、避難誘導・安全対策、帰宅困難者対策 観光産業の早期復興・事業継続支援 等 |
| ↑ | 準備態勢 (情報収集体制) | <ul style="list-style-type: none"> 観光危機情報の収集、分析及び共有 |

第2次沖縄県観光危機管理計画参考に作成

(2) 宜野座村観光危機管理対策における民間連携対応について

観光危機の対応においては、情報共有、分析及び観光危機管理対策の検討・立案、現場対応等、観光関連団体、事業者との連携は必須である。そのための体制づくりや準備を含め、観光協会、観光関連団体、観光関連事業者を含めた「宜野座村観光危機管理検討会（仮称）」を設け、宜野座村における観光危機管理対策についての対策方針、それぞれの役割、アクションプラン等、必要事項について定期的に議論する場を設ける。



第 2 章 平常時の減災対策 (Reduction)

「危機対応の備え」とは、危機や災害が発生した時に、迅速に的確な対応を行って、観光客と従業員の安全を確保し、観光関連事業者が事業継続できるように、平常時から危機を想定し、危機対応のための計画を作り、訓練を行っておくことです。

一般的に危機や災害が起きると、次のような状況に直面します。

- 多くの危機や災害は、予兆なく突然発生します。行政機関が休みの週末や、現場のスタッフが手薄な夜間など、体制が脆弱なときにも起こりえます。
- 危機・災害の発生直後は、混乱した状況の中で入手できる情報が限られ、入ってくる情報も正確とは限りません。そのため何が起こって、どのような被害や影響が出ているのか、交通機関は動いているのかなど、地域全体の状況がなかなか把握しきれません。
- 大地震後の余震がどうなるか、大雨が続く中で河川の増水はどうなるのかなど、事態の進展が予想しにくい場合がしばしばあります。
- 限られた情報と、事態の進展が予想しにくい状況下で、短時間に様々なことの意味決定をしなければなりません。一つのことを決めたとしたら、次から次へと別のことについて判断を求められる状態が続きます。
- 危機・災害が夜間に発生し、また、災害の影響で職員・スタッフが職場に行くことができない場合、その場にいる限られた人員で対応しなければなりません。
- しかも、この初動期に対応の判断を誤ると、影響が悪化・拡大する恐れがあります。

危機・災害の発生時はこのように切羽詰まった状況なので、発生してからどのように対応するかじっくり考えるゆとりはありません。

いざというときに、厳しい状況の中であっても、直ちに、的確な対応ができるようにするには、平常時に、危機・災害が起きたらどう対応するかを検討し、**あらかじめ（proactiveに）意思決定をしておく**ことが大切です。

「自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書」
国土交通省観光庁/国連世界観光機関(UNWTO)駐日事務所

1. 観光危機情報の伝達体制整備及び安全・安心・快適な観光地づくり

(1) 情報伝達体制の整備

村は、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備に努める。整備にあたっては、宜野座村観光協会や宜野座村商工会、観光関連事業者と連携し、災害時でも観光客が情報を容易に入手できる環境整備を促進する。

なお、Wi-Fi などの無線 LAN エリアなどの拡大を図るとともに、それらを活用した情報発信のマニュアル化、体制整備を行う。

(2) 避難場所・避難経路、避難誘導標識等の整備

村は、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時、地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置に努める。

① 避難場所の確保（指定一般避難所、指定福祉避難所、指定緊急避難場所）

「宜野座村地域防災計画」に基づく避難場所において、観光危機発生時には、観光客受入可能な状態とする。

② 避難経路の確保

台風や地震津波が発生あるいは発生が予想される場合に、観光客が観光関連施設から避難場所へ安全に避難する事が可能な避難経路を確保し、避難経路の設定にあたっては、土砂災害、火災及び建物や壁等の倒壊に留意する。

③ 避難誘導標識の設置

観光関連施設や避難経路上には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい避難誘導標識の設置を行う。なお、避難場所の表記は、**ピクトグラム**など JIS 規格(平成 28 年度改定)にあったものとする。

避難誘導標識の記載例



a) 方向矢印、避難場所図記号及び災害種別一般図記号（1種類）を組み合わせた避難誘導標識の記載例



b) 方向矢印、避難場所図記号及び災害種別一般図記号（4種類）を組み合わせた避難誘導標識の記載例

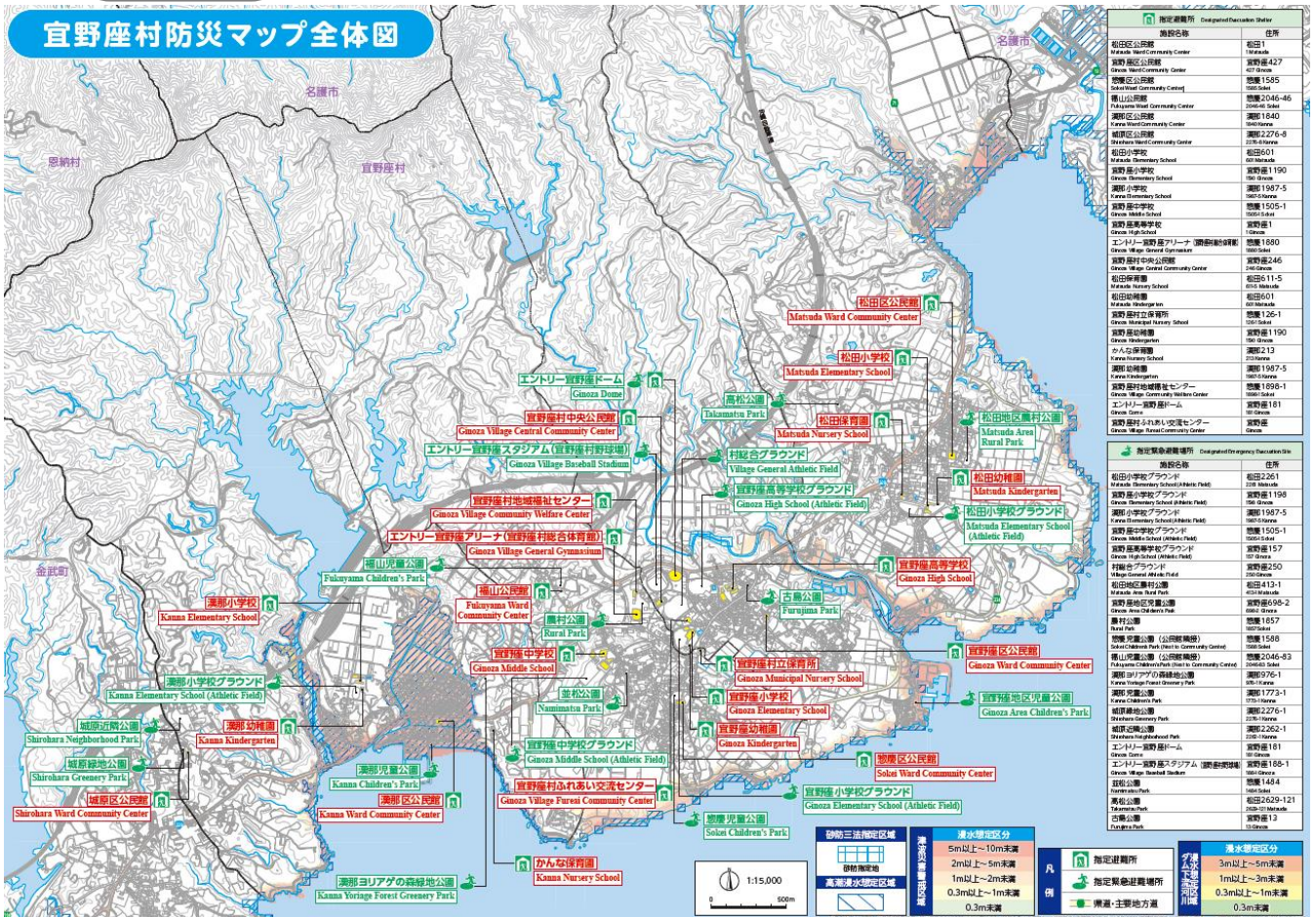
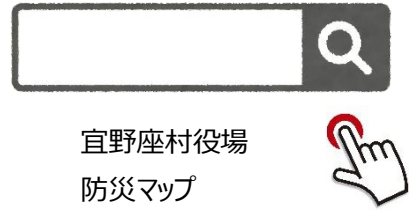
避難場所標識の記載例



避難場所区記号、災害種別一般図記号及び適不適合表示マークを組み合わせた避難場所標識の記載例

出典:経済産業省 産業技術環境局 国際標準課

各区ごと
松田地区
宜野座地区
福山地区
惣慶地区
漢那地区
城原地区



④避難場所の確保（指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所）

宜野座村では、避難場所として、以下の場所を指定している。

内容については、村のホームページ内「防災情報」にて、常時、公開する。

<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/bousai>



指定緊急避難場所

| NO | 施設・場所名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | | 指定避難所との重複 | 想定収容人数 | |
|----|---------------|-----------------------|---------------|--------------|----|----|----|--------|-----------|--------|-------|
| | | | 洪水 | 崖崩れ、土石流及び地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模な火事 | | (人) | 算定方法 |
| 1 | 松田小学校(グラウンド) | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田2261 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2,400 | 1人/2㎡ |
| 2 | 宜野座小学校(グラウンド) | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1198 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3,400 | 1人/2㎡ |
| 3 | 漢那小学校(グラウンド) | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1987-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3,500 | 1人/2㎡ |
| 4 | 宜野座中学校(グラウンド) | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1505-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 5,000 | 1人/2㎡ |
| 5 | 宜野座高校(グラウンド) | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座157 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2,400 | 1人/2㎡ |
| 6 | 村総合グラウンド | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座250 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3,500 | 1人/2㎡ |
| 7 | 松田地区農村公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田413-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 750 | 1人/2㎡ |
| 8 | 宜野座地区児童公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座698-2 | | ○ | | ○ | | ○ | | 250 | 1人/2㎡ |
| 9 | 農村公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1857 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3,400 | 1人/2㎡ |
| 10 | 惣慶児童公園（公民館隣接） | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1588 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2,750 | 1人/2㎡ |
| 11 | 福山児童公園（公民館隣接） | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶2046-83 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1,250 | 1人/2㎡ |
| 12 | 漢那引アゲの森緑地公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那976-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 200 | 1人/2㎡ |
| 13 | 漢那児童公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1773-1 | | ○ | | ○ | | ○ | | 1,400 | 1人/2㎡ |
| 14 | 城原緑地公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2276-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 650 | 1人/2㎡ |
| 15 | 城原近隣公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2262-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 6,000 | 1人/2㎡ |
| 16 | 宜野座ドーム | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座181 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1,000 | 1人/2㎡ |
| 17 | 宜野座村野球場 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座188-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 3,600 | 1人/2㎡ |
| 18 | 並松公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1484 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 780 | 1人/2㎡ |
| 19 | 高松公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田2629-121 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 650 | 1人/2㎡ |
| 20 | 古島公園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座13 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 526 | 1人/2㎡ |

指定一般避難所

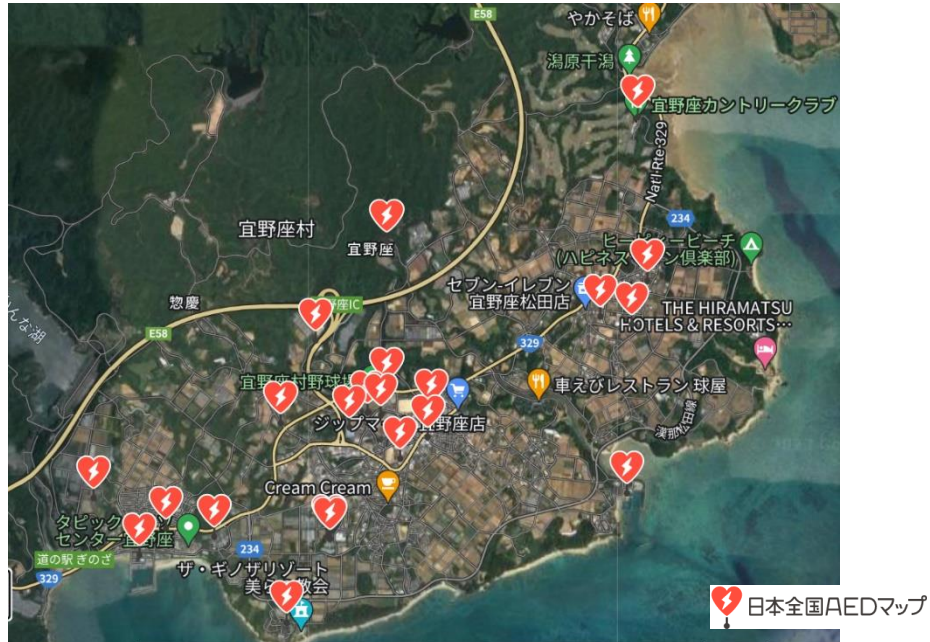
| NO | 名称（施設名） | 所在地（住所） | 指定緊急避難場所との重複 | 想定収容人数 |
|----|--------------|---------------------|--------------|--------|
| 1 | 松田区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田1 | | 100 |
| 2 | 宜野座区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村宜野座427 | | 72 |
| 3 | 惣慶区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村惣慶1585 | | 247 |
| 4 | 福山公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村惣慶2046-46 | | 38 |
| 5 | 漢那区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村漢那1840 | | 138 |
| 6 | 城原区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村漢那2276-8 | | 57 |
| 7 | 松田小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村松田601 | | 124 |
| 8 | 宜野座小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村宜野座1190 | | 172 |
| 9 | 漢那小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村漢那1987-5 | | 154 |
| 10 | 宜野座中学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村惣慶1505-1 | | 247 |
| 11 | 宜野座高等学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村宜野座1 | | 285 |
| 12 | 宜野座村総合体育館 | 沖縄県国頭郡宜野座村惣慶1880 | | 555 |
| 13 | 宜野座村中央公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村宜野座246 | | 125 |
| 14 | 松田保育園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田611-5 | | 234 |
| 15 | 松田幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田601 | | 62 |
| 16 | 宜野座村立保育所 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶126-1 | | 179 |
| 17 | 宜野座幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1190 | | 100 |
| 18 | かな保育園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那213 | | 128 |
| 19 | 漢那幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1987-5 | | 71 |
| 20 | 宜野座村地域福祉センター | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1898-1 | | 420 |
| 21 | 宜野座ドーム | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座181 | 1 | 1,300 |

指定福祉避難所

| NO | 名称（施設名） | 所在地（住所） | 受入対象者 | 想定収容人数 |
|----|--------------|---------------------|-------|--------|
| 1 | 宜野座村地域福祉センター | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1898-1 | 要配慮者 | 420 |

⑤AED 装置の設置

観光関連施設や避難場所及び避難経路上では、観光及び避難時における心肺停止状態にある観光客を含めた避難者への対応のため、適切な箇所に AED 装置の設置を促す。なお、設置場所のマップなどを整備し、緊急の際に瞬時に対応できるよう周知する。



日本全国 AED マップ事務局 <https://aedm.jp/>

| 名称 | 住所 | 設置位置 |
|------------------|---------------------|-------------|
| 宜野座村役場 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296 | 2階正面玄関横 |
| 宜野座村立中央公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座246 | 1階玄関ロビー横 |
| 宜野座村文化センター-図書館棟 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座314-1 | 1階入口 |
| 宜野座村総合体育館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1880 | 1階入口 |
| 宜野座ドーム | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座181 | 1階入口 |
| 宜野座村立保育所 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶126-1 | 1階事務室 |
| 宜野座村社会福祉協議会 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1898-1 | 1階玄関 |
| タピックタラソセンター-宜野座 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1817 | 2階玄関 |
| 宜野座村総合グラウンド管理棟 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座250 | 管理棟内 |
| 宜野座村立松田小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田601 | 1階事務室 |
| 宜野座村立松田幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田601 | 1階事務室 |
| 宜野座村立宜野座小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1190 | 1階事務室 |
| 宜野座村立宜野座幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1190 | 1階事務室 |
| 宜野座村立漢那小学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1987-5 | 1階事務室 |
| 宜野座村立漢那幼稚園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1987-5 | 1階事務室 |
| 宜野座村立宜野座中学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1505-1 | 1階事務室 |
| 沖縄県立宜野座高等学校 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1 | 1階事務室 |
| J A おきなわ宜野座支店 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座133 | 1階フロア内 |
| 松田区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田1 | 1階入口 |
| 宜野座区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座427 | 1階入口 |
| 惣慶区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1585 | 1階入口 |
| 漢那区公民館 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1840 | 1階入口 |
| 道の駅ぎのざ | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1646-4 | 1階観光情報センター内 |
| 道の駅ぎのざ | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1646-4 | 2階休憩スペース内 |
| 未来ぎのざ特産品加工直売センター | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1633 | 1階入口 |
| 松田保育園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字松田611-5 | 1階事務室 |
| かんな保育園 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那213 | 1階事務室 |
| 宜野座村漁業協同組合 | 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1703-4 | 1階事務室内 |
| 宜野座漁港 | 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座990-1 | 1階休憩所内 |

(3) 観光施設等の耐震化促進

村は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害軽減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設等の耐震化促進に努める。

2. 多言語対応の避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

(1) 観光客への観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報

村は、観光客の安全対策として、国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等に努めるとともに、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、交通機関(航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等)、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報をウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化に努める。

宜野座村ホームページ防災避難マップ

<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/news/wp-content/uploads/2023/hazardmap/index.html>

沖縄県防災情報ポータル「ハイサイ！防災で〜びる」

<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>



(2) 要配慮者を考慮した情報整備及び支援体制

村は、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を整備する際は、要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等)も考慮した内容を検討整備するとともに、安全確保が図れるよう、支援体制を想定する。

(3) 対言語化への対応

村は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、地域の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットの作成に努め、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発に努める。

3. 地域住民や観光関連団体・事業者への観光危機管理対策に関する知識、役割等の普及・啓発、指導者等の育成、観光危機管理担当の配置

村は、地域の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、地域住民等による観光客への適切な避難誘導や、防災活動に資する防災マップ及び観光危機発生時の行動マニュアル等の作成に努めるとともに、地域住民等への周知や研修等の実施に努める。

なお、観光危機管理対策に関する知識及び役割等を普及・啓発するため、地域住民や観光関連団体・事業者等に対する説明会等の開催を各区と連携し、実施に努める。

第3章 危機対応への準備 (Readiness)

1. 観光危機管理計画・マニュアル等の策定

村は、観光危機発生時に、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、村内観光関連団体・事業者に対し、村観光危機管理計画に基づくマニュアルの策定や BCP の策定及び定期的な既存計画の見直し等を図るよう促す。

2. 危機対応・避難誘導訓練の実施

村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、村内で発生する観光危機を想定した地域の観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を計画、実施する。その際は、観光関連団体や観光関連事業者と一体となって実施するなど、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施する。

- ・円滑な参集、体制の構築
- ・観光客への伝達
- ・避難誘導、けが人対応
- ・安否情報の確認
- ・関係者への情報伝達
- ・備蓄確認、調達
- ・観光客の移送、物資の輸送
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）への対応
- ・帰宅困難者への対応
- ・ボランティア等受け入れ体制対応
- ・風評被害対策

3. 迅速かつ確実な観光危機情報等提供の体制強化

(1) 情報提供内容の整備

村は、観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達を実施し、村内に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、対象とする観光危機ごとに観光客等へ伝達する内容について整備する(伝達文例の作成等)。その際には、外国人観光客対応にも配慮する。

(2) 情報伝達方法の多様化

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達する体制の充実・強化に努めるとともに、ウェブサイト、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM を含む)、防災無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)などを用いた情報発信方法の多様化・多重化を図る。

(3) 情報発信方法の多重化

村は、停電等により、通常の通信回線が使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備を促進する。

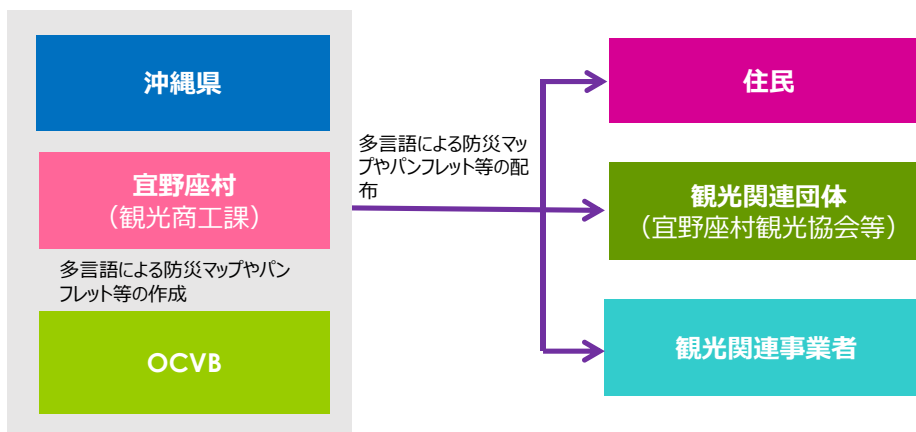
4. 要支援観光客への対応・支援体制の強化

(1) 要配慮者への情報発信ツール等の整備

村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化する。

また、多言語による防災マップやパンフレット等を作成・配布し、住民や地域の観光関連団体・事業者への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備に努める。

外国語などによる防災マップ等の作成・配布に関する相関図



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.10より宜野座村作成

(2) 外国人観光客への情報発信

村は、県、OCVB等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導體制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。

5. 観光客にも配慮した備蓄の充実強化

(1) 観光客の避難場所・経路等の設置調整・充実強化

村は、地域における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全に避難できる村の避難施設や、地域の観光関連施設の避難場所等の設置調整及び、充実・強化に努める。

避難場所については、宜野座村地域防災計画で指定避難所を設定しており、漢那区では地域住民による避難訓練を計画的に実施しており、他区においても計画的な避難訓練の実施を促して

いく。今後は観光客対応を想定した内容についても検討し、充実強化を図る。

(2) 資機材、食料、飲料水の備蓄等

宜野座村地域防災計画を基に、宜野座村では、村、各区にて、緊急時発生の際の資機材、食料、飲料等の備蓄等を行っているが、観光客にも対応できる数量を想定し、備蓄を行う必要がある。村は、区、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等の安全や、地域の観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

あわせて、観光危機発生時に地域の避難施設等に避難している観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握し、観光客等(要配慮者を含む)にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。その際は近隣市町村との連携も検討する。

第4章 危機への対応 (Response)

危機・災害が発生した時や災害の発生リスクが迫っているとき、村は、村内に滞在する観光客の安全を確保し、観光産業への被害を小さくするため、下表に記載の必要な行動をとるとともに、観光関連事業者ができる限り事業を継続できるようにするための対策を講じる。



| 危機の段階 | 観光客の安全・安心 | 地域・事業者の事業継続 |
|--------------------|---|---|
| 危機発生は間近に 想定される時 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供 ● 早期帰宅奨励 ● リスク除去・安全確保対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 対応体制 ● リスク事前対応 ● 計画休業 |
| 危機発生時 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全確保を指示 ● 避難誘導 | |
| 危機直後 (初動期) | <ul style="list-style-type: none"> ● 危機対応体制の立ち上げ ● 安否確認 ● 救護 ● 災害の収集・情報提供・安全な待機場所を提供 ● 通信手段提供、交通情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自社の被害確認 ● 従業員の安否確認 ● 予約客への対応 ● 取消状況の把握 ● 営業/休業の判断 ● 旅行市場・取引先への営業情報発信・運転資金の確保 |
| 復旧期 | <ul style="list-style-type: none"> ● 帰宅・帰国に関する情報提供 ● 帰宅・帰国支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金の請求手続 ● 復旧工事の発注 ● 従業員の雇用対策 ● 観光復興マーケティング計画 ● 復旧状況の情報発信 |

引用：自治体・観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引き書（国土交通省観光庁、国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所）

1. 観光危機の状況に応じた観光危機管理体制の設置について

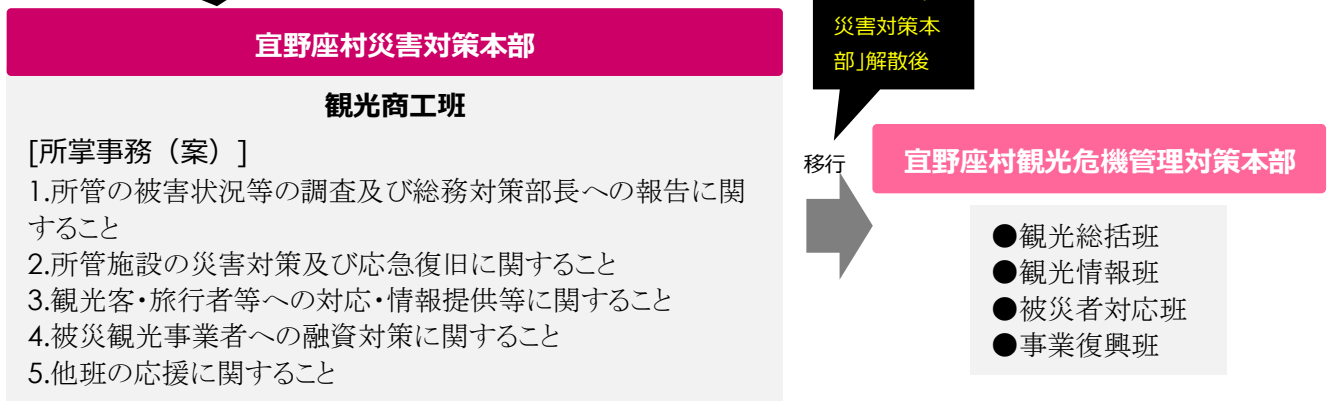
(1) 宜野座村災害対策本部が設置される場合

「宜野座村災害対策本部」が設置される場合は、下記体制のもと、観光商工課が対策本部として、観光危機管理に係わる対応を行う。

観光危機管理体制に係る対応班は以下に示す班での対応を基本として、被災の対応等の判断は、観光商工課長が行う。

また、応急対応後、復興の段階においては、「宜野座村災害対策本部」が解散となった場合は、「宜野座村観光危機管理対策本部」に役割を移行し対応するものとし、その際は、観光協会等観光関連団体や、観光関連事業者等と連携し、観光危機対応を行う。

① 「宜野座村災害対策本部」
が設置される場合



(2) 宜野座村災害対策本部が設置されない場合

「宜野座村災害対策本部」が設置されない場合は、または、復旧期などの段階で、「災害対策本部」が廃止された場合は、観光危機の状況に応じて、「宜野座村観光危機管理対策本部」を設置し、本計画に定めるところのより、観光危機管理に係わる対応を行う。

「宜野座村観光危機管理対策本部」設置にあたっては、観光協会等観光関連団体や、観光関連事業者等と連携し、観光危機対応を行う。

② 「宜野座村災害対策本部」
が設置されない場合

宜野座村観光危機管理対策本部

【アクション】

- 設置基準に従って、直ちに危機レベルに応じた適切な対応体制を立ち上げる。週末や休日、夜間に危機・災害が発生した場合、それに応じた体制をまず立ち上げ、危機対応を開始。
- 対策本部等の設置場所が災害の影響で使用できない場合、代替場所に移転。
- 対応体制を立ち上げたことを関係機関に連絡・周知する。

①「宜野座村災害対策本部」
が設置される場合

宜野座村災害対策本部組織図



②「宜野座村災害対策本部」
が設置されない場合
もしくは、解散した後

【観光危機対策部】

| 観光商工班（観光商工課） | | 連携組織 |
|-------------------------|---|----------|
| 担当 | 役割 | |
| 観光総括班 -観光商工課長- | 観光危機発生時の総指揮を執る ・観光危機対応体制の設置及び廃止に関すること ・他の既存対策本部、行政関係機関との連絡、調整 ・被害状況の総括に関すること ・県及び国への報告に関すること | |
| 観光担当 観光情報班 -課長補佐- | 観光客、事業者、施設の状況把握と情報提供を行う ・県内、村内の動向等観光客への情報提供、発信 ・観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること ・観光関連団体、事業者との連携調整に関すること | 宜野座村観光協会 |
| 被災者対応班 -係長- | 観光客の安否確認、被災観光客の対応を行う ・帰宅困難観光客の情報集約と対応・対策に関すること ・対策に関わる運輸機関との連絡、調整に関すること ・帰宅困難者対策に関わる関係機関との連絡、調整に関すること | 宜野座村観光協会 |
| 事業復興班 -商工担当- | 観光事業の復興に係わる事項を行う ・観光復興施策等の企画、実施 ・観光関連事業所等の被害状況の情報収集 ・観光産業、商工業の早期復興策、事業継続支援策（金融支援相談など）に関すること ・観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整 ・各関係機関等と連携した各種誘客施策の実施に関すること | 宜野座村商工会 |

※その他、各担当課に支援を要請する。

※観光協会、商工会等連携組織の事務所が災害により機能を維持できていない場合は、その拠点を観光商工課に移すものとする。

2. 危機・災害状況の把握（情報収集）

観光危機発生時に観光客等が必要とする地域の交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有し、地域に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信に努める。また、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信に努める。

なお、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。



【アクション】

- 計画に記載されている情報収集源リストを確認。
- 情報源リストに連絡、アクセスし、危機・災害の状況に応じた必要な情報を収集。
- 自治体・観光協会・事業者団体など関係機関との情報収集の分担に従って、収集した情報を他の機関・団体・事業者と共有・連携。

(1) 危機状況の把握

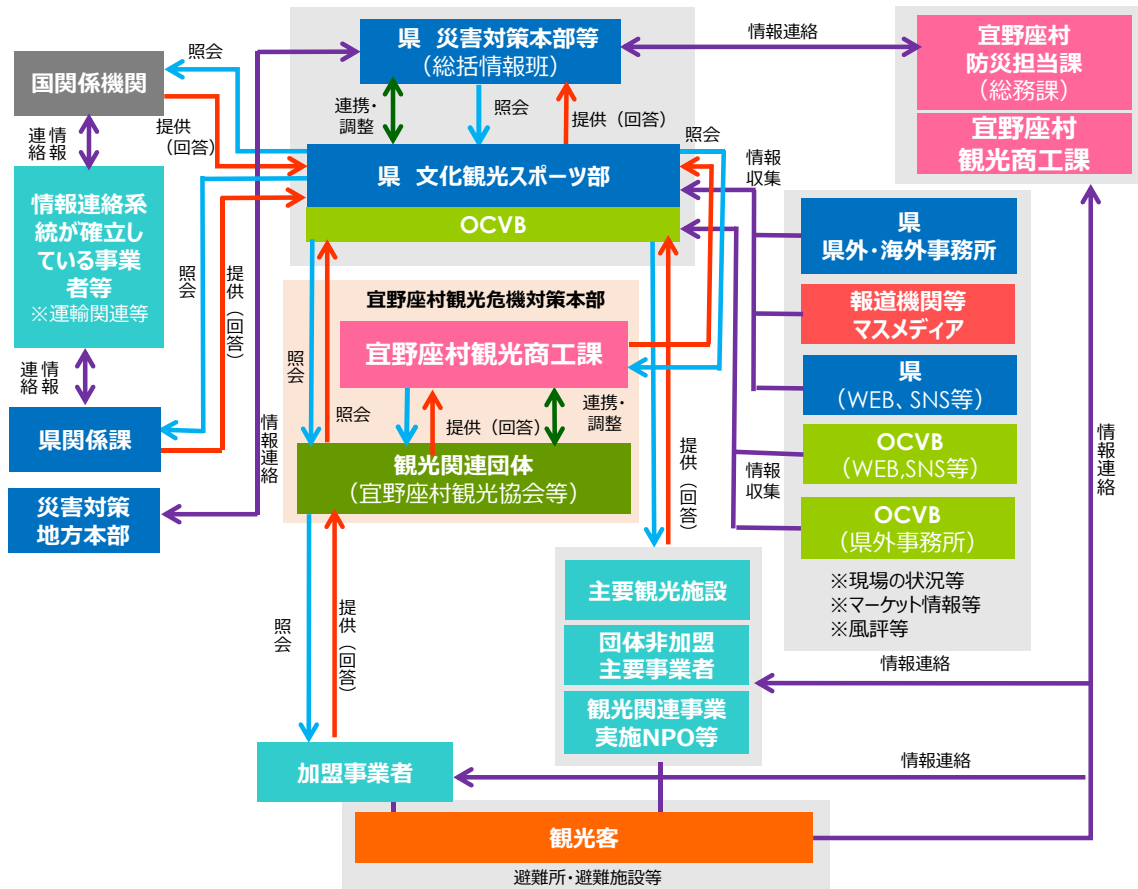
村は、観光危機の種類に応じて、関連する村担当課から情報を入手する。また、気象庁からの情報や、各種 Web サイト、その他のツールを利用し、災害等による観光危機の状況を把握する。なお、村外のインフラ等の状況については県対策本部等（県災害対策本部、県観光危機管理対策本部等）より確認する。

観光関連団体、事業者等の関係者は、各自ができるだけ早期に情報を入手できるように努め、状況把握が困難な場合は、村の観光商工課に確認する。

(2) 交通状況・宿泊状況等の把握

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする地域の交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、地域に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信に努める。

情報収集の系統図



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.13 より宜野座村作成

情報源リスト

| 入手情報 | 情報源 | 電話 | ウェブサイト |
|---------------|------------------------|---|---|
| 気象・災害 情報 | 沖縄気象台 | (自動応答) 098-833-4284 (地震火山課) 098-833-4295 | https://www.jma-net.go.jp/okinawa/ |
| | ウェザーニュース | - | https://weathernews.jp/ |
| 災害状況 | 沖縄県災害対策本部 (防災管理課) | 098-866-2143 | https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/ |
| | 宜野座村災害対策本部 (総務課) | 098-968-5111 | http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/bousai/bousai2 |
| 観光被害 状況 | 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 | 098-866-2763 | https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017730.html |
| | 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 | 098-866-2764 | https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017731.html |
| | 宜野座村観光商工課 | 098-968-5125 | http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/gvo-usei/soshiki/kankousyokou |
| 航空機運航 情報 | 那覇空港ビルディング株式会社 | 098-840-1151 | https://www.naha-airport.co.jp/about/company/ |
| | Yahoo! 運行情報 | - | https://transit.yahoo.co.jp/traininfo |
| 道路情報 | 沖縄総合事務局北部国道事務所 | 0980-52-4350 | http://www.dc.oqb.go.jp/hokkoku/office/index.html#01 |
| | NEXCO 西日本 (沖縄高速道路事務所) | 098-876-8950 | https://www.w-nexco.co.jp/ |
| | 石川警察署 | 098-964-4110 | https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022800185/ |
| | 宜野座村建設課 | 098-968-8564 | http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/gvo-usei/soshiki/kensetu |
| | ATIS 通行実績情報 | - | https://www.atis.co.jp/traffic/highway/kyusyu-okinawa/okinawa/ |
| 道路交通 | 沖縄バス | 098-862-6737 | https://okinawabus.com/wp/ |
| | 琉球バス | 098-863-2821 | https://daiichibus.co.jp/ |
| | 合名会社金武タクシー (金武町) | 098-968-2220 | - |
| | 丸金交通タクシー (名護市) | 0980-52-5555 | http://marukin-group.jp/ |
| ライフライン | 沖縄電力名護支店 | 0120-586-706 | https://www.okiden.co.jp/index.html |
| | 北部 LP ガスセンター (JA おきなわ) | 0980-54-0177 | https://www.ia-okinawa.or.jp/service/gas/ |
| | 宜野座村上下水道課 | 098-968-5101 | http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/gvo-usei/soshiki/suidou |
| 報道 | NHK | 098-865-2222 | https://www.nhk.or.jp/okinawa/ |
| | RBC 琉球放送 | 098-867-2151 | https://www.rbc.co.jp/ |
| | OTV 沖縄テレビ放送 | 098-863-2111 | https://www.otv.co.jp/ |
| | QAB 琉球朝日放送 | 098-860-1199 | https://www.qab.co.jp/ |
| 観光関連機 関・団体 | 日本政府観光局 (JNTO) | - | https://www.into.go.jp/jpn/ |
| | 沖縄観光コンベンションビューロー | 098-859-6126 | https://www.ocvb.or.jp/ |
| | 宜野座村観光協会 | 098-968-8787 | https://ginoznavi.com/ |
| | 道の駅「ぎのざ」 | 098-968-8787 | https://mitinoeki-ginoza.com/ |
| SNS | 宜野座村 LINE | - | https://page.line.me/soc9737w |
| | 宜野座村 Facebook | - | https://www.facebook.com/Ginoza.Okinawa/ |

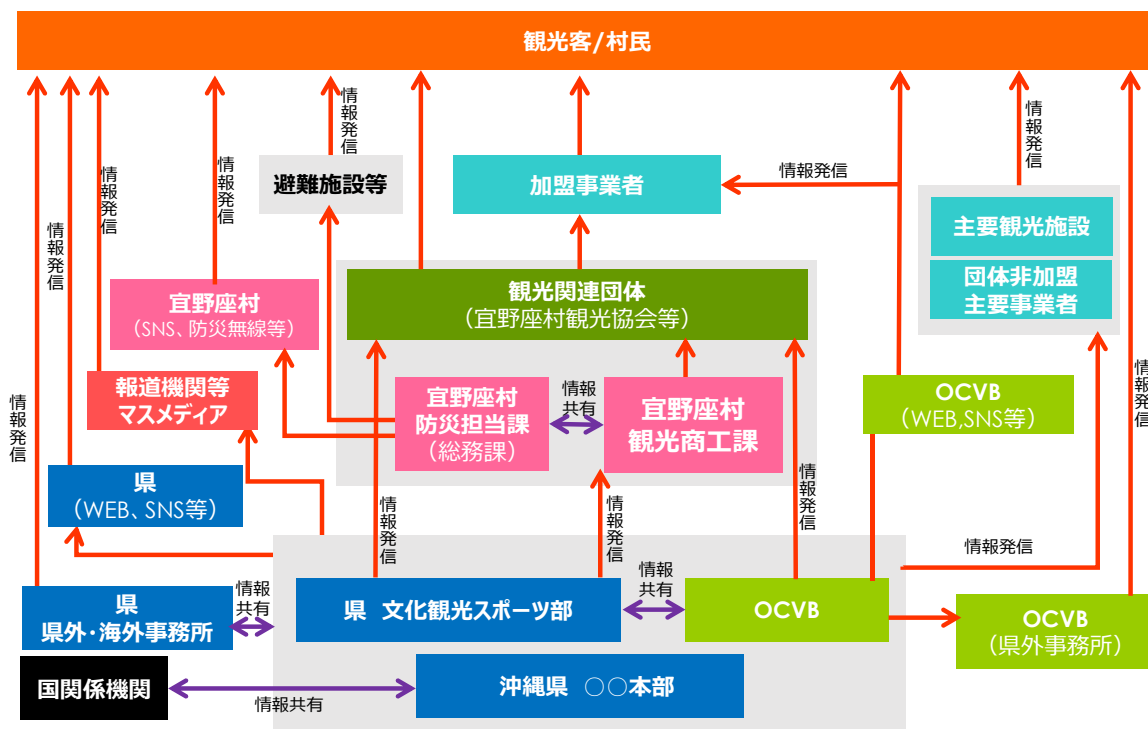
(3) 観光客等への情報の発信

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの軽減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信に努める。

また、レンタカー、モノレール、バス、タクシー、船舶等を利用する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、各家庭・施設に設置されている防災無線や、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ(コミュニティ FM を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)などを用いた伝達手段による情報発信に努める。

なお、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備(電話、携帯電話)の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信をわかりやすく使えるようにしておく。

情報発信・共有に関する系統図



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.2 を参考に宜野座村版作成

(4) 被害状況、避難状況の情報の発信

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信に努めるとともに、必要に応じて、地域の観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行(運航)情報等について、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、などを活用した発信に努める。

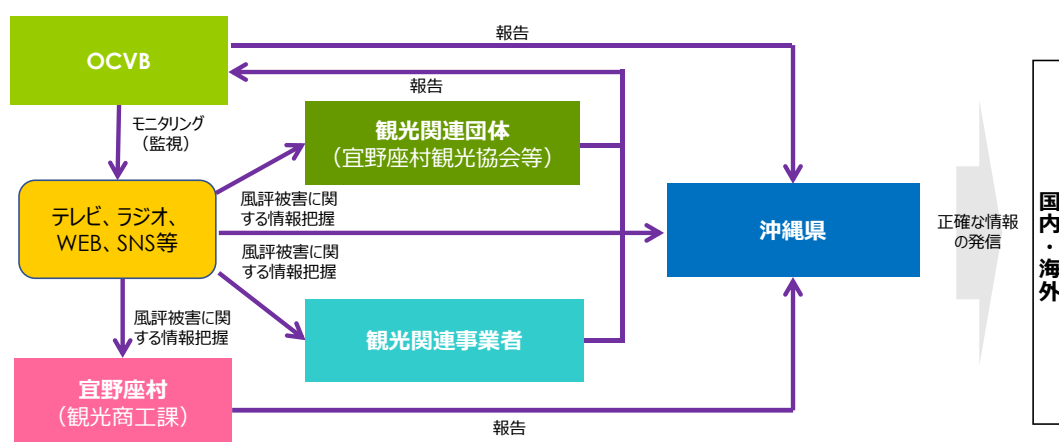
また、情報発信にあたっては、観光客は土地勘がないこと、日本語がわからない外国語圏の方々がいることも想定した文言、表現の工夫等、危機回避に向けた行動を促せるよう配慮する。

3. 風評被害対策を含む営業継続情報の収集と外部への発信

(1) 営業継続情報収集・発信の必要性

危機・災害時、マスコミやオンライン・メディアは、災害そのものや被害に関する情報は迅速に収集・発信するが、危機・災害が発生した地域の観光関連事業者が営業を継続しているかどうかはあまり報道されないのが一般的である。観光客は、旅行を予定していた地域で起きた災害の影響で、自分は旅行に計画通りに行けるのか、旅行を延期したり中止したりした方が良いのかを判断できる情報を求めている。営業継続状況について情報を収集し、発信することが必要である。

観光危機や観光産業への影響に関する迅速かつ正確な情報収集・発信等による風評被害対応相関図



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」(令和4年3月沖縄県) P.22を参考に宜野座村版作成

(2) 収集すべき営業継続情報

村(観光商工課)や観光協会、その他の観光関連団体は、地域の観光関連事業者への影響を確認し、地域を代表して様々な関係者に伝えることで、風評被害や必要のない旅行のキャンセルを抑止することができる。

- 地域内の交通機関の運行情報(運転見合わせの場合は、運転再開の見込み)
- 地域内の道路状況
- 地域内の宿泊施設・観光施設の営業継続情報(平常営業／一部営業／一時休業)
- 一時休業している宿泊施設・観光施設について、営業再開見込みについて

(3) 営業継続情報の提供先

- 消費者・旅行市場一般
- 旅行流通チャンネル(旅行会社、OTA: Online Travel Agent)
- 国内外のマスコミ・メディア

(4) 営業継続情報の提供方法

- ウェブサイト等

- 担当者宛のニュースレター・メール
- 定期的なプレスリリース

4. 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導に努めるとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告に努める。

村は、村内の観光関連団体、事業者と連携して観光客の避難情報及び安否情報を収集する。また、警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに留意しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。

特に、修学旅行や合宿などにおいては、旅行業者を通じて、村内に滞在する学校等の避難状況を把握・整理する。

村は観光客情報もあわせて、「安否情報システム」に入力し、県に報告する。ただし、当該システムの利用が不可能な場合には、紙媒体等を用いて報告するものとする。

※参考：沖縄県国民保護計画(平成 30 年 4 月)

観光関連事業者は、顧客となっている観光客の安否確認を行う。宿泊客やレジャー中の観光客の安否確認にあたっては、可能な限り宿泊者名簿や参加者名簿との照合を行う。確認した情報は、以下の安否確認経路にしたがって村の観光危機管理対策本部に報告する。

なお、安否状況は、時間とともに変化するため、関係者は適宜報告を行う。

危機や災害が発生したら、観光客の安全を確保し、必要に応じて安全な場所に避難誘導する。地域全体の危機対応を行う団体と観光客と直接接する事業者は、以下のとおり異なる役割を果たしつつ、連携する。

(1) 救助要請

村は、収集した安否情報を基に、孤立などにより観光客の救助が必要な場合は県を通じて自衛隊等への救助要請を行い、速やかな救助対応を行う。

なお、災害対策本部が立ち上がっている場合は、安否情報を基に災害対策本部総務班が行う。

(2) 他市町村との連携

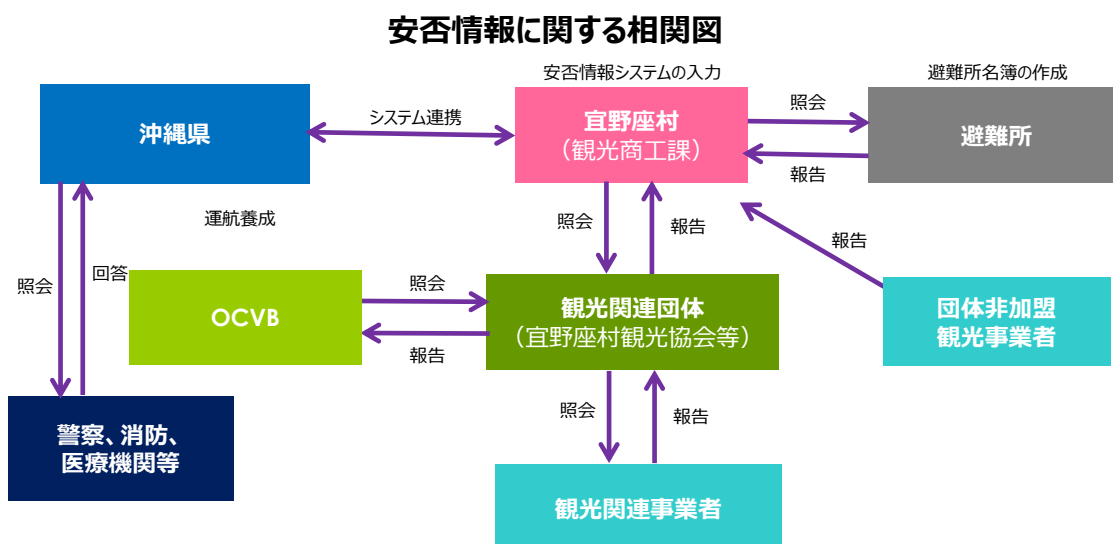
観光危機への対応時、危機・被災の規模や状況等により、近隣市町村との連携により円滑に対応できる場合がある。

特に、生活必需品の供給や医療活動については、近隣市町村との連携により実施する。

(3) 近隣市町村より受け入れた観光客の安否確認

自然災害などの観光危機発生時においては、発災直後から時間の経過とともに被災者が移動する場合も想定できる。特に市町村境界に近い避難所等においては、近隣市町村から收容されることもある(近隣観光施設からの移動や、自衛隊救助による移送も含む。)。

そのため、村は、観光客の状況・人数が変化することに配慮して最新の安否情報を維持する。



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.17 を参考に宜野座村版作成

5. 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

帰宅困難者への対策が必要な場合は、以下の点について検討し実行する。

帰宅困難者や被災した観光客への対応は、要配慮者も含まれていることに留意して実行する。特に情報の発信については正確な伝達ができるように努める。

(1) 帰宅困難者を出さないための対応【自然及び人為災害・危機、健康危機】

村は、猛烈な台風の接近等、事前に航空機欠航の可能性が高いと想定されるときは、村内の観光関連団体・事業者と連携し、観光客に対して早期帰宅を促すなど帰宅困難者が発生しないように努める。

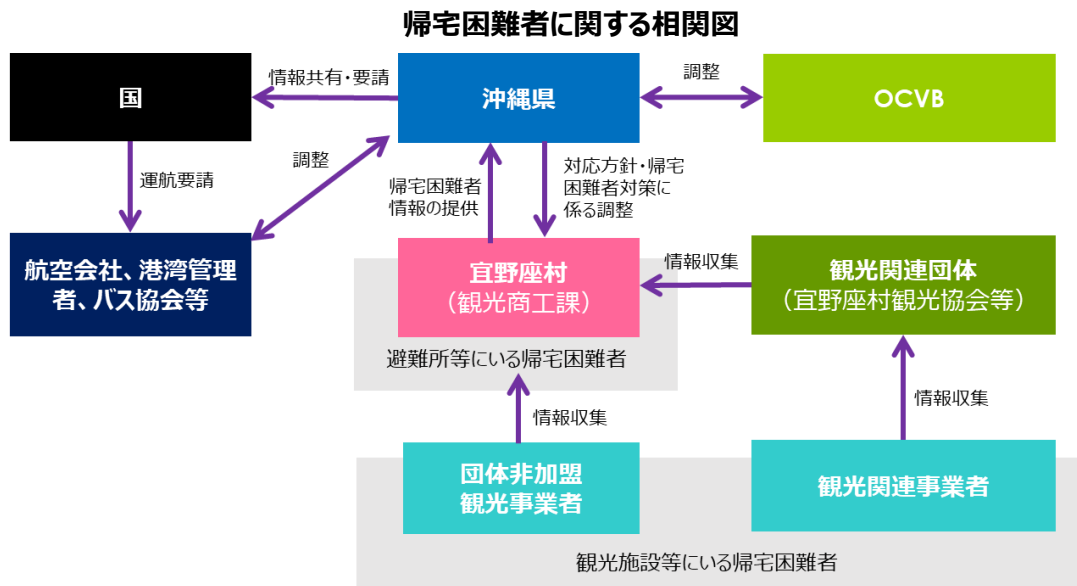
観光客が新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合には、航空機への搭乗が制限され帰宅できなくなる。したがって、村内や施設に滞在中の観光客に感染しないよう、県内での正確な発症情報等を観光客に伝え、また、感染予防に向けた注意喚起を行うよう努める。

(2) 帰宅困難者の対応【自然及び人為災害・危機】

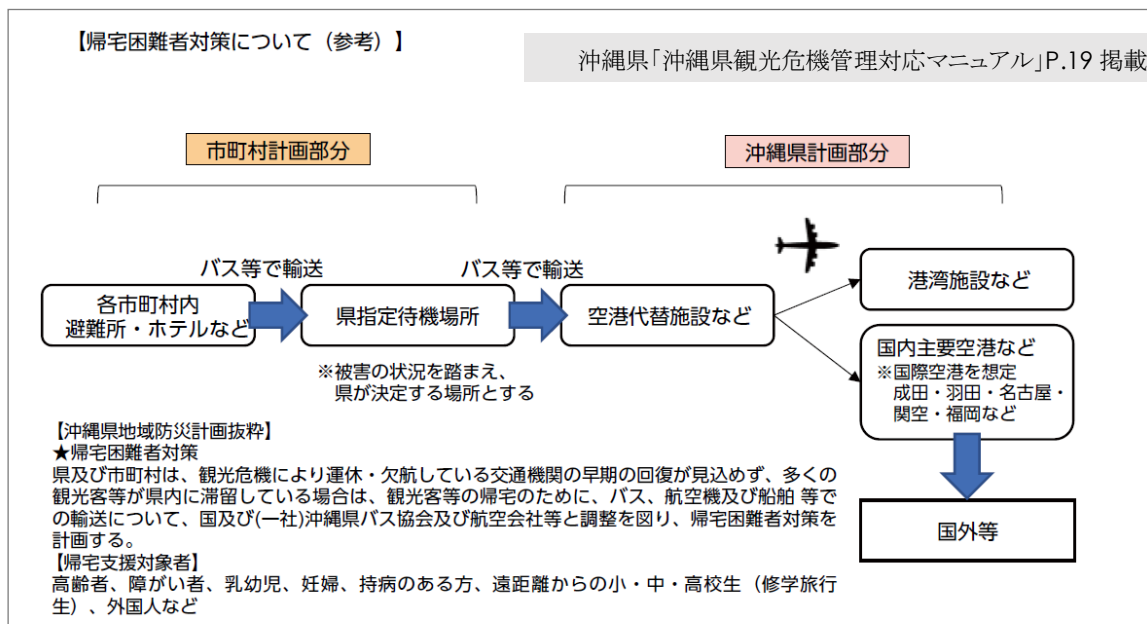
村は、観光危機により空港の閉鎖や道路交通の麻痺が生じ、多くの観光客が村内に滞留している場合、帰宅困難者対策として、国、県、OCVB 等と調整を図り、滞留している観光客数の情報提供や発着場所等の調整対応を行う。その際の県が想定している「観光客帰宅対策」

イメージは以下のとおりである。

対策としては、航空会社との調整により、臨時便の増便要請を行うとともに、交通機関の運行(運航)情報、航空券手配方法に関する情報、航空便の乗り継ぎ等の情報発信を行うとしている。なお、対策としては、陸路だけではなく、海路としての移動手段も想定される。



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.19 を参考に宜野座村版作成



※健康危機に関しては、基本的に観光部局で対応する帰宅困難者は無いものと想定している。例) 修学旅行の生徒が新型インフルエンザに感染した場合、感染していない生徒は帰宅可能(搭乗可能)であり、一般的には、感染者と引率の教員(1名)のみが残ることになっている。症状が回復すれば帰宅できるため、帰宅困難者対策の対象とはしていない。

【航空機に搭乗できない症状】

航空会社(全日本空輸株式会社、日本航空株式会社等)では、学校保健安全法による感染症と出席停止期間の基準により該当する方は、原則、搭乗できないと規定している。しかし、医師により感染の恐れがないと認められた場合はその限りではない。航空会社所定の診断書書式は各社ホームページから入手できる。

| 感染症 | 出席停止期間（診断書の対象期間） |
|-----------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳鼻膜炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜炎（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで |
| 急性出血性結膜炎（アポロ熱） | 伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで |
| 結核 | 伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで |
| 髄膜炎細菌性髄膜炎 | 伝染の恐れがなくなったと医師が認めるまで |

(3) 協力依頼及び連携【自然及び人為災害・危機】

村は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、村内に滞在する観光客の輸送等について、県を通じて自衛隊や海上保安庁への要請を行う。

(4) 復旧見込みに係る情報の発信【自然及び人為災害・危機】

村は、空港や船舶の運航復旧見込みについて、関係者や観光客に対して、防災無線や、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用して情報発信を行う。

宿泊施設など、帰宅困難者を対応している観光関連事業者は、航空機等の運航情報を把握し観光客に伝える。

(5) 交通情報・宿泊情報の発信【自然及び人為災害・危機】

※空路による輸送想定した場合

村は、県、OCVB と連携し、村外の交通情報（宜野座村から那覇市までの道路情報、航空機運航情報など）や那覇市内の宿泊施設に関する情報を収集・整理し、観光客に対してウェブサイトやソーシャルメディア等を活用して情報発信を行う。

(6) 関係者家族への情報発信・提供【自然及び人為災害・危機】

村は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応に努める。なお、情報発信・提供にあたっては、個人情報の保護や要配慮者にも留意する。

(7) 観光客の輸送【自然及び人為災害・危機】

村は、県、近隣市町村、OCVB 等と連携して、帰宅困難となっている観光客の輸送などの

対応に努める。

6. 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

(1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供【自然及び人為災害・危機、健康危機】

村は、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供に努める。

※危機発生時に早期に対応可能な病院を把握するために病院のリスト化を行う。

[村内医療機関]

| 区分 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|--------|----------------|--------------|
| 内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病外来・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・リハビリテーション科・皮膚科・小児科 | かんな病院 | 宜野座村字漢那 496 | 098-968-3611 |
| 歯科 | まつだ歯科 | 宜野座村字松田 636-1 | 098-968-8881 |
| 歯科 | あすなる歯科 | 宜野座村字惣慶 1827-2 | 098-968-2313 |

(2) 近隣市町村との連携による情報の提供【自然及び人為災害・危機、健康危機】

村は、近隣市町村、観光関連団体・事業者、医療機関と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供を行う。

[村外含む外国人患者受入可能な病院:厚生労働省（平成 30 年 12 月現在）]

| 医療機関 | 所在地 | 電話番号 | 対応可能な言語 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|----------------|--------------|----------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|-------------|--|
| | | | EN 英語 | ZH 中国語 | KO 韓国語 | PT ポルトガル語 | ES スペイン語 | TH タイ語 | VI ベトナム語 | TL タガログ語 | NE ネパール語 | ID インドネシア語 | FR フランス語 | IT イタリア語 | DE ドイツ語 | RU ロシア語 | MS マレー語 | MY ビルマ語 | KM カンボジア語 | MN モンゴル語 | HA ハルシャ語 | |
| アドベンチストメディカルセンター | 西原町字幸地868 | 098-946-2833 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 新川クリニック | 那覇市壺屋1-2-16 | 098-863-1511 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄協同病院 | 那覇市古波蔵4-10-55 | 098-853-1200 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄県立 南部医療センター・こども医療センター | 南風原町字新川118-1 | 098-888-0123 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄セントラル病院 | 那覇市与儀1-26-6 | 098-854-5511 | ● | | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 形成外科KC | 那覇市久茂地2-2-2-6F | 098-866-5151 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公益社団法人 北部地区医師会 北部地区医師会病院 | 名護市字字茂佐1712-3 | 0980-54-1111 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三菱眼科 | 沖縄市山内1-3-28 | 098-933-3322 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産科婦人科 ゆいクリニック | 沖縄市字登川2444-3 | 098-989-3801 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会医療法人敬愛会 中頭病院 | 沖縄市字登川610 | 098-939-1300 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会医療法人仁愛会 浦添総合病院 | 浦添市伊祖4-16-1 | 098-878-0231 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中部徳洲会病院 | 北中城村字比嘉801 | 098-932-1110 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南部徳洲会病院 | 八重瀬町字外間171-1 | 098-998-3221 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ファミリークリニックたなかぐすく | 北中城村字喜舎場360-1 | 098-935-5517 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牧港中央病院 | 浦添市牧港1199 | 098-877-0575 | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 琉球大学病院 | 西原町字上原207 | 098-895-3331 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方独立行政法人 那覇市立病院 | 那覇市古島2-31-1 | 098-884-5111 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |

厚生労働省「外国人患者受入可能病院リスト」より宜野座村作成

(3) 行方不明者に係る情報の提供【自然及び人為災害・危機】

村は県、近隣市町村、OCVB 等と連携して、村内に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。

観光客の行方不明者の搜索については、「宜野座村地域防災計画」に従って実行する。

また観光客の行方不明者の発見後の収容及び処置については、「宜野座村地域防災計画」に従って実行する。

(4) 遺体の安置及び処理【自然及び人為災害・危機】

発見された遺体の安置及び処理については、「宜野座村地域防災計画」に従って実行する。

なお、外国人の遺体に係る対応については、大使館、領事館、あるいは外務省などに確認し、宗教・習慣などに配慮して対応を行う。

(5) 遺体の埋葬【自然及び人為災害・危機、健康危機】

「宜野座村地域防災計画」に従って、身元の判明しない観光客の遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引き取ることができないときは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火葬・埋葬を実施する。

ただし、外国人の遺体に係る対応については、火葬・埋葬を禁じている場合があるため、必ず大使館、領事館、あるいは外務省、県、OCVB などに確認し、宗教・習慣などに配慮する。

【参考：東日本大震災での外務省から青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県への事務連絡文書】
※外務省：「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う在留外国人の御遺体の
埋火葬について

(別添)

事務連絡
平成 23 年 3 月 29 日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿

外務省大臣官房総務課長

在留外国人の遺体の埋葬方法について (依頼)

1. 今回の東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等により在留外国人も多く被害にあっています。「大規模災害における応急救助の指針について」(平成 9 年 6 月 30 日社援保第 122 号)にあるとおり、外国人の遺体の埋葬に当たって、風俗・習慣・宗教等の違いについてできる限り配慮し実施することが必要です。特に、イスラム教、キリスト教(カトリック、プロテスタント、正教、英国国教会を含む)、ユダヤ教については、火葬を行うことによって、また、ヒンドゥー教については土葬を行うことによって問題が発生することがあり得ますので、御配慮をお願いいたします。
2. 在留外国人の遺体の処理の方法については、遺族の意向を最大限尊重すべきであり、外務省としては、警察庁に対して、外国人の遺体が発見された場合には速やかに管轄の警察署を通じて在京大使館・総領事館にご連絡頂くよう、また、在京大使館・総領事館を有していない国の国籍者であることが判明した場合には外務省にご連絡頂くよう、お願いしていることを申し添えます。

7. 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の調達と供給

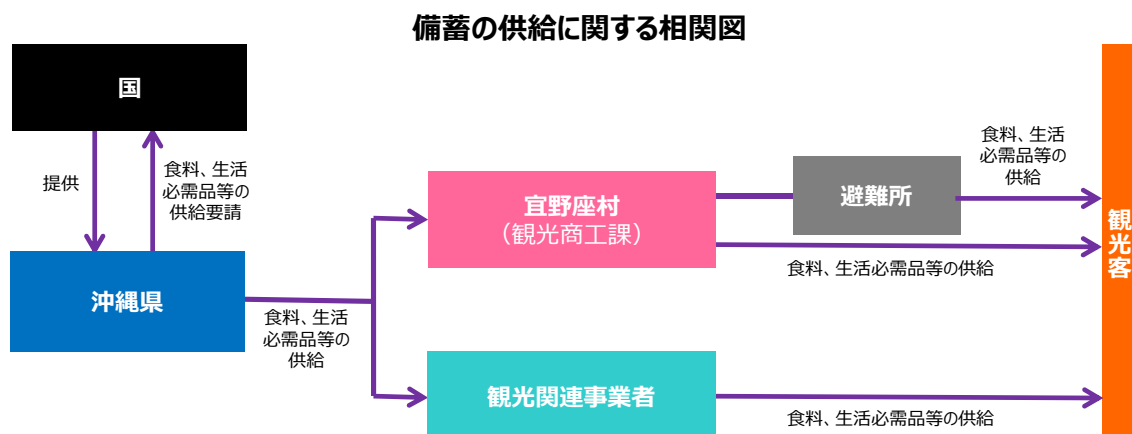
村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、村の避難施設や地域の観光関連施設における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。

商工会は、村内の事業者の窓口となり商品提供の呼びかけをするとともに、その後の補填制度等の調整を行うなどの村内での循環・連携の形成に努める。

大勢の観光客が被災し、飲食品や医療品、衣服等の備蓄品の不足が想定される場合は、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。



沖縄県「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」P.21 を参考に宜野座村版作成

8. 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

村は、観光危機及び村内の観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。

観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、村に報告するとともにウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

なお、複数の関係者がマスメディアに個別対応すると、正確な情報が伝わらないケースが生じる。したがって、マスコミへの対応は個別に行わず、村による公式な記者発表やウェブサイトでの発表のみとすることが重要である。情報を発信する際は、誤った発表や誤解を受けるような発表が生じないように、発表用のテンプレートを作成し活用する。

第 5 章 危機からの回復 (Recovery)

1. 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等と連携して、観光客の誘致促進や、地域の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化に努める。

2. 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等と連携して、観光危機の影響・被害から地域の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光事業者の事業継続支援等の実施に努める。

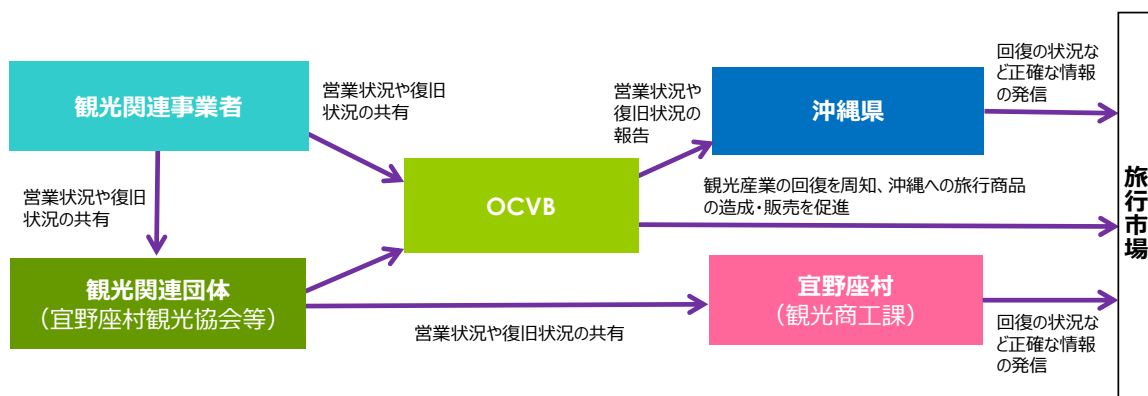
3. 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

- ①村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等と連携して、観光危機により被害を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施に努める。
- ②村は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の旅行市場の状況を踏まえた地域の観光プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICE の誘致対策、集客イベント等の様々な施策に努める。

4. 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等と連携して、観光危機により影響を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、地域の観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策に努める。

観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対応相関図



沖縄県観光危機管理対応マニュアル(令和4年3月沖縄県) P.25

5. 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

- ①村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等と連携して、観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等の実施に努める。
- ②村は、県等と連携して、地域の観光関連事業者の事業継続を図るため、村商工会の他、沖縄県産業振興公社、沖縄振興開発金融公庫等、支援機関に協力を求めて金融相談を行い、観光危機で被害を受けた地域の観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんに努める。

6. 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、商工会等、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援に努める。

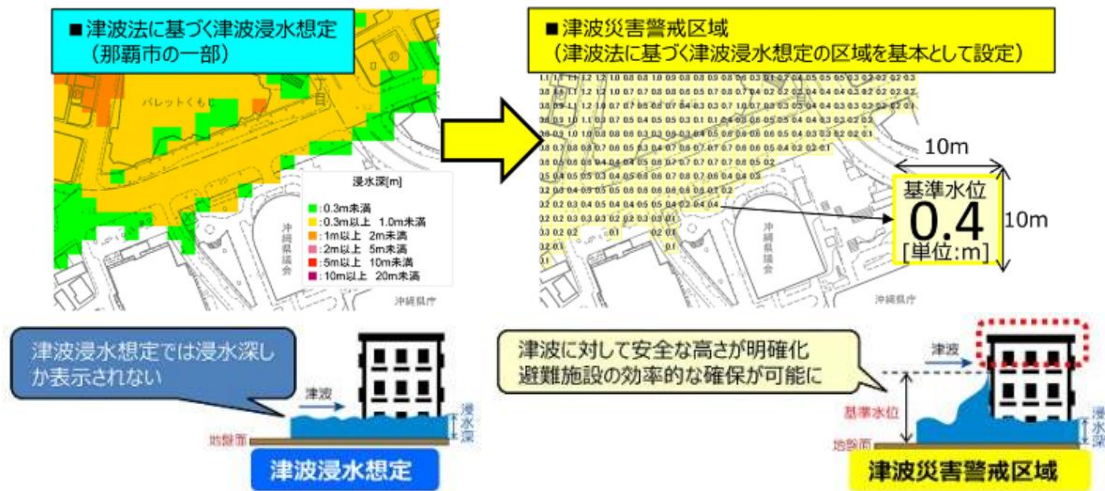
卷末資料

1. 津波災害警戒区域の指定：宜野座村【沖縄県】

沖縄県では、津波防災地域づくりに関する法律(以下、津波法という)第 53 条第 1 項の規定に基づき、「津波災害警戒区域」を次のとおり指定している。(平成 30 年 3 月 27 日指定)
宜野座村における津波災害警戒区域は次のとおり。

津波災害警戒区域 (通称：イエローゾーン) とは

最大クラスの津波に対して津波被害を防止するため、警戒避難体制の整備を行うことにより、住民等が平常時には通常の日常生活や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう知事が指定する区域。



2. 沖縄県津波浸水想定について（平成 27 年 3 月）【沖縄県】

～津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定～

沖縄県は、平成 24 年度の津波浸水予測図(平成 25 年 3 月 沖縄県津波被害調査)を公表後、「沖縄県津波浸水想定設定検討委員会」を設置し、最大クラスの津波に関して検討を進め、平成 27 年 3 月、新たな津波浸水想定図を作成している。

宜野座村に関する結果は以下のとおり。

代表地点における地点最大水位、最大遡上高、影響開始時間、津波第一波到達時間

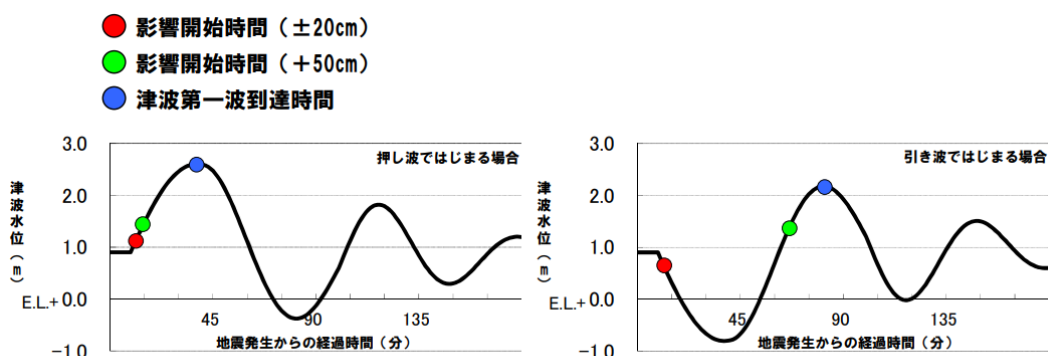


図-5 津波水位到達時間の説明

今回の津波浸水想定による沿岸 41 市町村の浸水面積（宜野座村）

| 沿岸域 | 市町村名 | 浸水面積 (ha) | |
|-----|------|-----------|--------------------|
| | | 今回想定 | 既往想定 (H24 年度想定) |
| | 国頭村 | 720 | 870 |
| | 大宜味村 | 240 | 280 |
| | 東村 | 320 | 550 |
| | 今帰仁村 | 130 | 280 |
| | 本部町 | 290 | 350 |
| | 名護市 | 1370 | 1860 |
| | 恩納村 | 310 | 370 |
| | 宜野座村 | 200 | 350 |
| | 金武町 | 250 | 420 |

今回の津波浸水想定による沿岸の津波の水位、津波到達時間について（宜野座村）

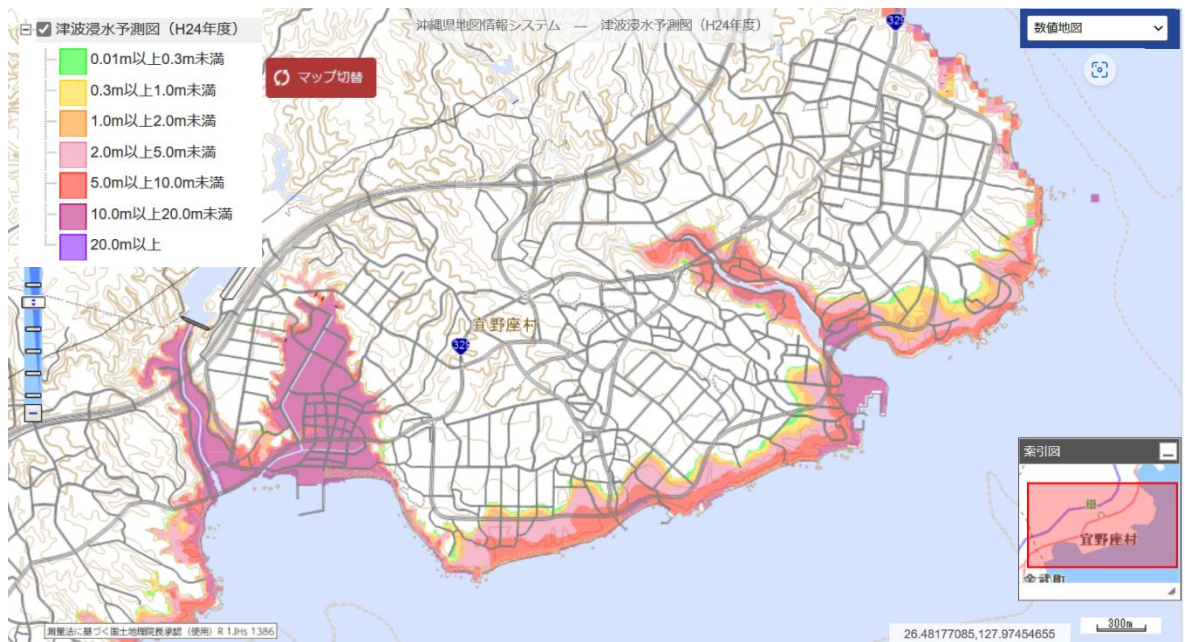
| 沿岸域 | 市町村名 | 津波水位 (E. L+m) | 津波水位+1m 到達時間 (分) | 津波水位+3m 到達時間 (分) | 津波水位+5m 到達時間 (分) | 津波水位+10m 到達時間 (分) |
|-----|------|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | 国頭村 | 17.6 | 11 | 12 | 12 | 13 |
| | 大宜味村 | 9.4 | 33 | 33 | 33 | - |
| | 東村 | 21.2 | 11 | 11 | 12 | 12 |
| | 今帰仁村 | 8.0 | 21 | 24 | 27 | - |
| | 本部町 | 8.9 | 18 | 19 | 27 | - |
| | 名護市 | 20.2 | 12 | 13 | 13 | 14 |
| | 恩納村 | 7.1 | 20 | 22 | 24 | - |
| | 宜野座村 | 12.7 | 16 | 16 | 17 | 18 |
| | 金武町 | 12.7 | 17 | 18 | 18 | 21 |

他、沖縄県が発表している、宜野座村に関する想定図は以下のとおりである。
 以下は「沖縄県地図情報システム」掲載の内容である。

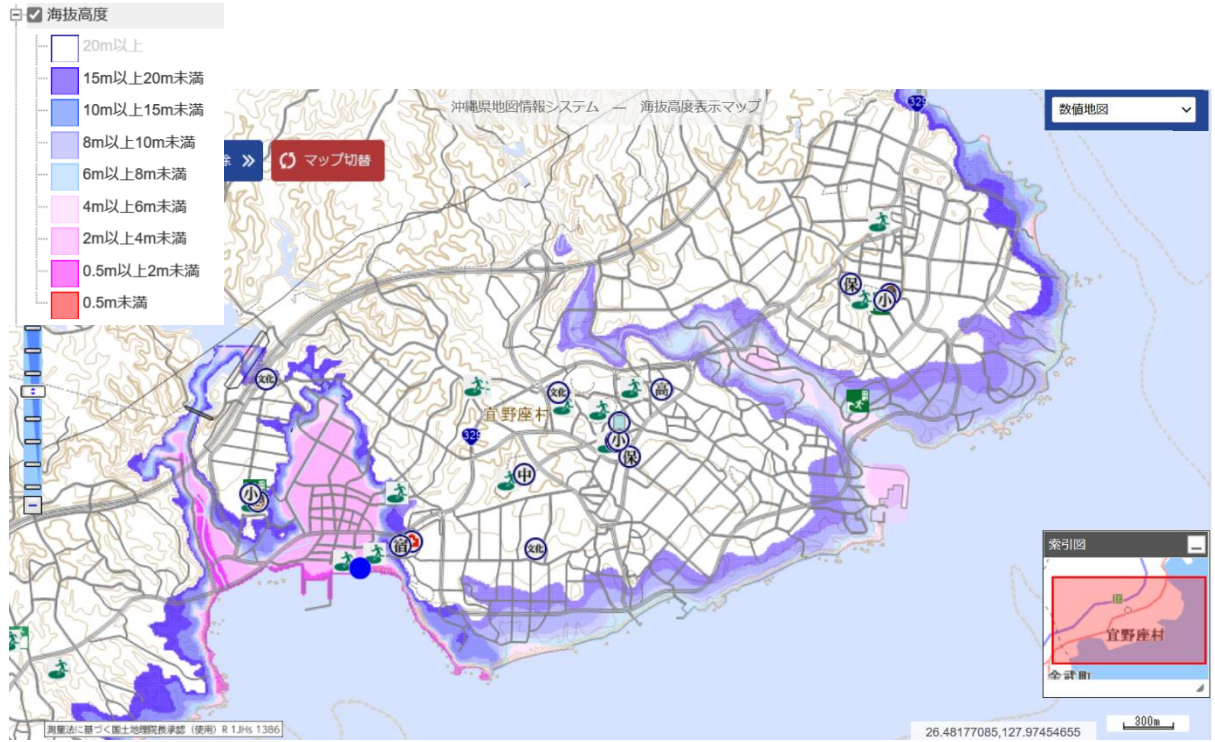
津波浸水想定図（平成 26 年度）



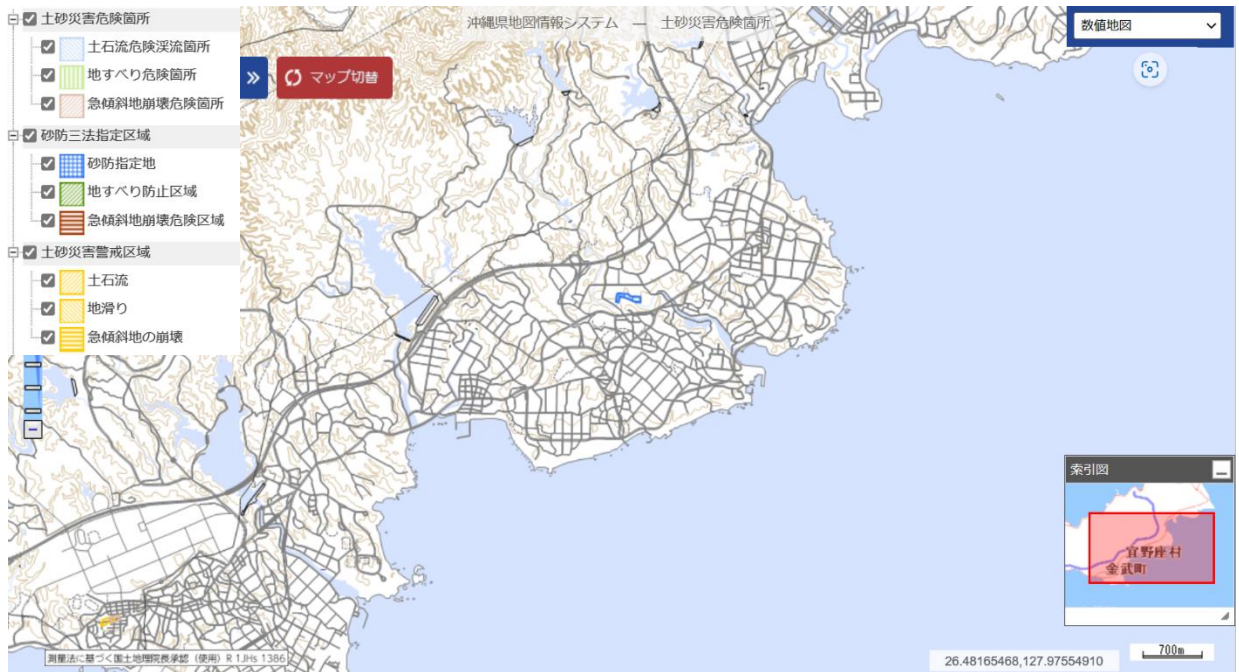
津波浸水想定図（平成 24 年度）



津波浸水想定図（平成 24 年度）



土砂災害危険地区



3. 沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年 3 月）【沖縄県】

沖縄県では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、県内における大規模な地震・津波発生に伴う被害想定調査の見直し、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るための基礎資料として、「沖縄県地震被害想定調査」を実施しており、その中で、「宜野座村」の特徴と、想定すべき被害等について以下のとおり、抜粋する。

表 3.1-1 被害想定対象地震検討結果一覧

| No | 想定地震 | マグニチュード | 被害想定対象 | 選定(非選定)理由 | 対象地区 |
|----|-------------------------|---------|--------|------------------------------------|---------|
| 1 | 沖縄本島南部断層系 | 7.0 | ○ | 沖縄本島南部において震度が強い | 本島周辺 |
| 2 | 伊祖断層 | 6.9 | ○ | 那覇市周辺において震度が強い | 本島周辺 |
| 3 | 石川-具志川断層系 | 6.9 | ○ | 沖縄本島中南部において震度が強い | 本島周辺 |
| 4 | 沖縄本島南部スラブ内 | 7.8 | ○ | 沖縄本島南～中部において震度が強い | 本島周辺 |
| 5 | 宮古島断層 | 7.3 | ○ | 宮古島において震度が強い | 本島周辺 |
| 6 | 西田川-セナイ滝 | 7.0 | | 15「石垣島北方沖地震」で代用 | |
| 7 | 八重山諸島南西沖地震 | 8.7 | ○(※) | 津波浸水深の最大値を示す | 先島諸島 |
| 8 | 八重山諸島南方沖地震 | 8.8 | ○(※) | 津波浸水深の最大値を示す | 先島諸島 |
| 9 | 八重山諸島南東沖地震 | 8.8 | ○(※) | 津波浸水深の最大値を示す | 本島・先島諸島 |
| 10 | 沖縄本島南東沖地震 | 8.8 | ○(※) | 津波浸水深の最大値を示す | 本島周辺 |
| 11 | 沖縄本島東方沖地震 | 8.8 | ○(※) | 津波浸水深の最大値を示す | 本島周辺 |
| 12 | 石垣島南方沖地震 | 7.8 | ○(※) | 黒島において震度が強い | 先島諸島 |
| 13 | 石垣島東方沖地震 | 8.0 | ○(※) | 石垣島において震度が強い | 先島諸島 |
| 14 | 与那国島北方沖地震 | 8.1 | | H23・24津波想定調査において詳細シミュレーションを実施していない | 先島諸島 |
| 15 | 石垣島北方沖地震 | 8.1 | ○(※) | 西表島、多良間島において震度が強い | 先島諸島 |
| 16 | 多良間島北方沖地震 | 8.1 | | H23・24津波想定調査において詳細シミュレーションを実施していない | |
| 17 | 宮古島北方沖地震 | 8.1 | | H23・24津波想定調査において詳細シミュレーションを実施していない | |
| 18 | 久米島北方沖地震 | 8.1 | ○(※) | 久米島、粟国島において震度が強い | 本島周辺 |
| 19 | 沖縄本島北西沖地震 | 8.1 | ○(※) | 伊平屋島、伊是名島において震度が強い | 本島周辺 |
| 20 | 沖縄本島南東沖地震3連動(上記9,10,11) | 9.0 | ○(※) | 沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い | 本島周辺 |
| 21 | 八重山諸島南方沖地震3連動(上記7,8,9) | 9.0 | ○(※) | 先島諸島広域において震度が強い | 先島諸島 |
| 22 | 沖縄本島北部スラブ内 | 7.8 | ○ | 沖縄本島中～北部において震度が強い | 本島周辺 |
| 23 | 宮古島スラブ内 | 7.8 | ○ | 宮古島全域、伊良部島において震度が強い | 先島諸島 |
| 24 | 石垣島スラブ内 | 7.8 | ○ | 石垣島市街地において震度が強い | 先島諸島 |
| 25 | 一律地震動 | 6.9 | ○ | 市町村地震ハザードマップ作成用資料として | 全島 |

※ 同一地震における地震動と津波両方の被害想定対象として
 ○(※) : 非選定地震

表 3.3-2 想定シーンと想定される被害の特徴

| 想定シーン | 想定される被害の特徴 | (参考) 前回調査の想定シーン |
|-------|---|--|
| 冬 深夜 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。 | 時期： 夏季および冬季 時刻： 昼(11～13時) 夕方(17～19時) |
| 夏 12時 | <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 | ※風速：各月の平均値 |
| 冬 18時 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。 ・道路、鉄道はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 | |

宜野座村の基礎情報

①建物の現況 (P.228)

表 3.2-1 現況建物棟数

| 市町村 | 木造建物 (棟) | | | | 非木造建物 (棟) | | | | 計 (棟) |
|----------|----------|--------|------|-----|-----------|--------|-------|-------|-------|
| | ～S35 | S36～55 | S56～ | 小計 | ～S45 | S46～55 | S56～ | 小計 | |
| 313 宜野座村 | 118 | 26 | 52 | 196 | 214 | 543 | 1,401 | 2,158 | 2,354 |

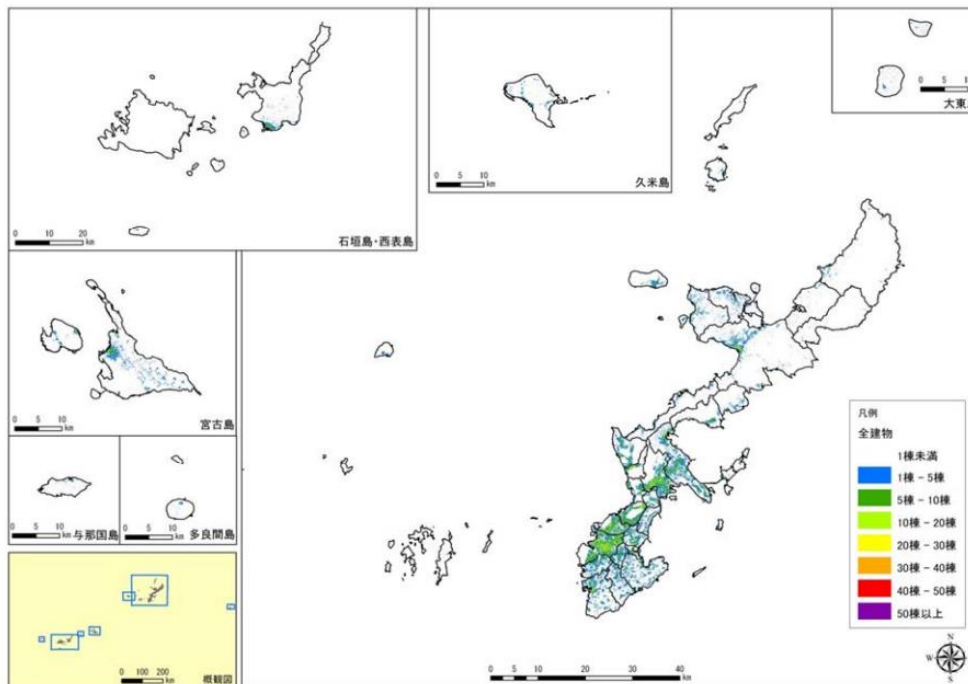


図 3.2-1 現況建物分布図 (全建物)

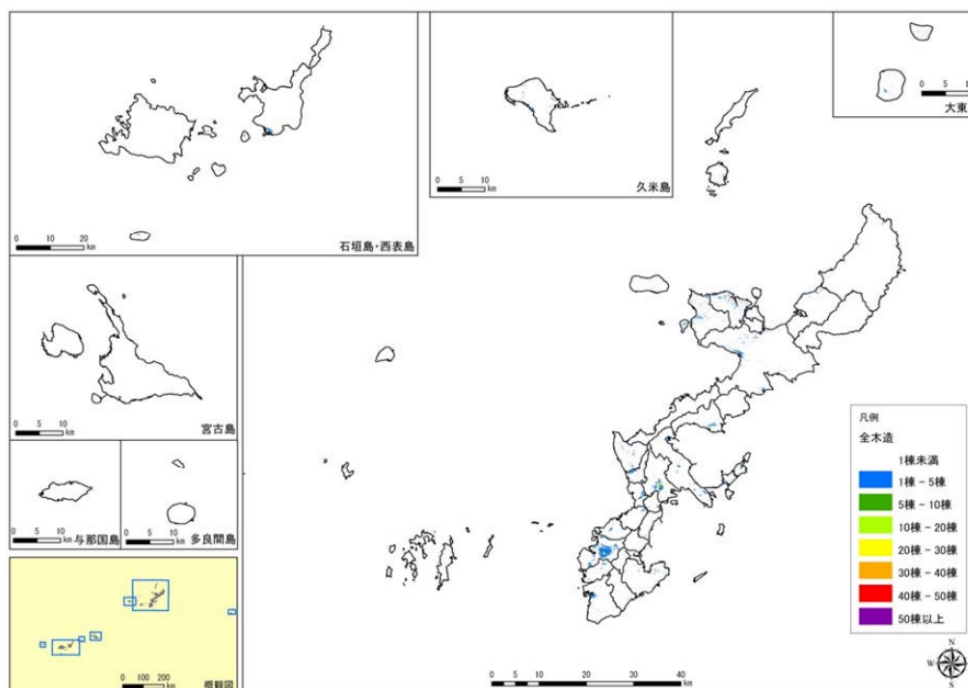


図 3.2-2 現況建物分布図 (全木造建物)

②人口に関する現況 (P.285)

人口・世帯数

表 3.3-1 市町村別人口等一覧

| 市町村 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 夜間人口 (人) | 昼間人口 (人) |
|------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 宜野座村 | 5,331 | 1,823 | 5,331 | 5,323 |

年齢構成人口

表 3.3-2 市町村別年齢構成人口等一覧

| 市町村 | 総数 | 0歳から 15歳未満 | 15歳から 65歳未満 | 65歳から 75歳未満 | 75歳以上 | 不詳 |
|------|-------|---------------|----------------|----------------|-------|----|
| 宜野座村 | 5,331 | 1,009 | 3,196 | 481 | 645 | - |

③海水浴客数

※県環境保全課ホームページの「年間利用者数が概ね1万人を超える水浴場」の平成 24 年の利用者数を掲載 ⇒宜野座村 記載なし

④津波避難ビル

表 3.3-4 津波避難ビル指定施設数および収容者数

| 市町村 | 施設数 | 収容者数 |
|------|------|------|
| 宜野座村 | 指定無し | 指定無し |

⑤【ライフライン】上水道

表 3.4-1 県内の給水人口および世帯数

| 市町村 | 給水人口 | 給水世帯数 |
|------|-------|-------|
| 宜野座村 | 5,519 | 1,920 |

出典：沖縄県の水道概要(平成 25 年度版) 沖縄県環境生活部生活衛生課

⑥【ライフライン】下水道等

表 3.4-2 県内の処理人口および世帯数

| 市町村 | 処理人口 ^{※1} | 処理世帯数 ^{※2} |
|------|--------------------|---------------------|
| 宜野座村 | 5,699 | 1,952 |

⑦【ライフライン】電力

表 3.4-3 県内の電力に関わる電柱本数等の状況

| 営業エリア | 市町村 | 電柱本数 (本) | 電灯軒数 (地中含む) | 架空配電線 総延長 (m) | 架空変電圧容量 (kVA) | 地中変電圧容量 (kVA) | 供給人口 | 世帯数 |
|-------|---|-------------|----------------|------------------|------------------|------------------|---------|--------|
| 名護支店 | 名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、恩納村(一部)、今帰仁村、伊江村、伊是名村、伊平屋村 | 44,960 | 72,767 | 2,314 | 489,040 | 240 | 106,237 | 42,926 |

⑧【ライフライン】通信

表 3.4-4 県内の通信に係る電柱本数等の状況

| 通信エリア | 市町村 | 電柱本数 | 地下ケーブル 延長 (m) | 架空線延長 (m) | 回線数 | | |
|-------|------|-------|------------------|--------------|-------|------|---|
| | | | | | アナログ | デジタル | 光 |
| コザ金武 | 宜野座村 | 2,465 | 152,312 | 62,214 | 4,578 | | |

沖縄本島南東沖地震 3 連動

マグニチュード 9.0 沖縄本島および周辺島しょ広域において震度が強い

揺れによる建物被害

表 3.2-8 市町村別の揺れによる建物被害（沖縄本島南東沖地震 3 連動）

| 市町村 | 木造建物(棟) | | 非木造建物(棟) | | 合計(棟) | |
|----------|---------|----|----------|-----|-------|-----|
| | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 |
| 313 宜野座村 | 9 | 34 | 99 | 170 | 108 | 204 |

液状化による建物被害

表 3.2-20 市町村別の液状化による建物被害（沖縄本島南東沖地震 3 連動）

| 市町村 | 木造建物(棟) | | 非木造建物(棟) | | 合計(棟) | |
|----------|---------|----|----------|----|-------|----|
| | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 |
| 313 宜野座村 | 1 | 0 | 13 | 0 | 14 | 0 |

地震災害による建物被害

表 3.2-40 市町村別の地震火災による建物被害（沖縄本島南東沖地震 3 連動 冬 18 時 風速：強風時）

| 市町村 | 出火件数(件) | | | 焼失棟数 (棟) |
|----------|---------|-----------|-----|-------------|
| | 出火 | 消防力 鎮火 | 残出火 | |
| 313 宜野座村 | 2 | 0 | 2 | 2 |

津波による建物被害

表 3.2-43 市町村別の津波による建物被害（沖縄本島南東沖地震 3 連動）

| 市町村 | 木造建物(棟) | | 非木造建物(棟) | | 合計(棟) | |
|----------|---------|----|----------|----|-------|----|
| | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 |
| 313 宜野座村 | 48 | 2 | 460 | 29 | 509 | 30 |

建物崩壊による人的被害

表 3.3-11 市町村別の建物倒壊による人的被害（沖縄本島南東沖地震 3 連動 冬深夜）

| 市町村 | 死者数(人) | | | 負傷者数(人) | | | 重傷者数(人) | | | 軽傷者数(人) | | |
|----------|--------|----|-----|---------|----|-----|---------|----|-----|---------|----|-----|
| | 計 | 木造 | 非木造 | 計 | 木造 | 非木造 | 計 | 木造 | 非木造 | 計 | 木造 | 非木造 |
| 313 宜野座村 | 1 | 1 | 1 | 56 | 10 | 46 | 11 | 1 | 10 | 45 | 9 | 37 |

表 3.3-30 市町村別の津波による人的被害（避難意識が低い場合 冬深夜 沖縄本島南東沖内地震3連動）

| 市町村 | 死者数（人） | 負傷者数（人） | | |
|----------|--------|---------|------|------|
| | | 計 | 重傷者数 | 軽傷者数 |
| 313 宜野座村 | 383 | 879 | 300 | 579 |

揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

表 3.3-39 市町村別の揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）（沖縄本島南東沖地震3連動 冬深夜）

| 市町村 | 要救助者数（人） | | |
|----------|----------|----|-----|
| | 計 | 木造 | 非木造 |
| 313 宜野座村 | 26 | 3 | 24 |

津波被害に伴う要救護者・要搜索者

表 3.3-43 市町村別の津波被害に伴う要救護者・要搜索者（沖縄本島南東沖地震3連動 冬深夜）

| 市町村 | 要救助者数（人） | 要搜索者数（人） |
|----------|----------|----------|
| 313 宜野座村 | 11 | 1,262 |

上水道断水人口及び断水率

表 3.4-14(1) 市町村別の上水道断水人口および断水率（沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速：強風時）

| 市町村 | 給水人口（人） | 直後 | | 1日後 | | 1週間後 | | 1ヶ月後 | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 断水人口（人） | 断水率 | 断水人口（人） | 断水率 | 断水人口（人） | 断水率 | 断水人口（人） | 断水率 |
| 313 宜野座村 | 5,519 | 4,282 | 77.6% | 4,147 | 75.1% | 3,356 | 60.8% | 1,616 | 29.3% |

上水道 復旧による供給可能な人口及び供給率誘導

表 3.4-14(2) 市町村別の復旧による供給可能人口および供給率（沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速：強風時）

| 市町村 | 復旧対象人口（人） | 直後 | | 1日後 | | 1週間後 | | 1ヶ月後 | |
|----------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 供給可能人口（人） | 供給率 | 供給可能人口（人） | 供給率 | 供給可能人口（人） | 供給率 | 供給可能人口（人） | 供給率 |
| 313 宜野座村 | 4,327 | 1,237 | 28.6% | 1,372 | 31.7% | 2,163 | 50.0% | 3,903 | 90.2% |

下水道 断水人口及び支障率

表 3.4-21(1) 市町村別の下水道断水人口および支障率（沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速：強風時）

| 市町村 | 処理人口（人） | 直後 | | 1日後 | | 1週間後 | | 1ヶ月後 | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 支障人口（人） | 支障率 | 支障人口（人） | 支障率 | 支障人口（人） | 支障率 | 支障人口（人） | 支障率 |
| 313 宜野座村 | 5,699 | 5,042 | 88.5% | 4,448 | 78.0% | 2,388 | 41.9% | 1,258 | 22.1% |

下水道 復旧による処理可能人口及び処理率

表 3. 4-21 (2) 市町村別の復旧による処理可能人口および処理率(沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速:強風時)

| 市町村 | 復旧対象人口(人) | 直後 | | 1日後 | | 1週間後 | | 1ヶ月後 | |
|----------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 処理可能人口(人) | 処理率 | 処理可能人口(人) | 処理率 | 処理可能人口(人) | 処理率 | 処理可能人口(人) | 処理率 |
| 313 宜野座村 | 4,468 | 657 | 14.7% | 1,251 | 28.0% | 3,311 | 74.1% | 4,441 | 99.4% |

電力 停電軒数及び停電率

表 3. 4-29 (1) 市町村別の停電軒数および停電率(沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速:強風時)

| 市町村 | 電灯軒数(軒) | 直後 | | 1日後 | | 2日後 | | 7日後 | |
|----------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 停電軒数(軒) | 停電率 | 停電軒数(軒) | 停電率 | 停電軒数(軒) | 停電率 | 停電軒数(軒) | 停電率 |
| 313 宜野座村 | 10,192 | 4,756 | 46.7% | 2,441 | 24.0% | 2,234 | 21.9% | 2,202 | 21.6% |

電力 復旧軒数及び供給率

表 3. 4-29 (2) 市町村別の復旧軒数および供給率(沖縄本島南東沖地震3連動 冬 18時 風速:強風時)

| 市町村 | 復旧対象電灯軒数(軒) | 直後 | | 1日後 | | 2日後 | | 7日後 | |
|----------|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|
| | | 供給可能軒数(軒) | 供給率 | 供給可能軒数(軒) | 供給率 | 供給可能軒数(軒) | 供給率 | 供給可能軒数(軒) | 供給率 |
| 313 宜野座村 | 7,990 | 5,435 | 68.0% | 7,750 | 97.0% | 7,958 | 99.6% | 7,990 | 100.0% |

被害想定（宜野座村版）の一覧①

【宜野座村】沖縄県地震被害想定調査（平成25年3月）より

| 想定項目 | | 沖縄本島南 部断層系に よる地震 | 伊祖断層に よる地震 | 石川-具志 川断層系に よる地震 | 沖縄本島南 部スラブ内 地震 | 宮古島断層 による地震 | 八重山諸島 南西沖地震 | 八重山諸島 南方沖地震 | 八重山諸島 南東沖地震 | 沖縄本島南 東沖地震 | 沖縄本島東 方沖地震 | 石垣島南方 沖地震 |
|---------------|--------------|------------------------|---------------|------------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| 建物被害 | 全壊棟数 (棟) | 揺れ | 0 | 0 | 3 | 72 | 0 | 0 | 0 | 28 | 31 | 0 |
| | | 液状化 | 4 | 4 | 4 | 14 | 0 | 0 | 0 | 4 | 14 | 0 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 537 | 536 |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 *3 | 2 *3 |
| | 合計 | 4 | 4 | 7 | 87 *3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 580 *3 | 584 *3 | |
| | 半壊棟数 (棟) | 揺れ | 2 | 3 | 27 | 222 | 0 | 0 | 0 | 5 | 81 | 90 |
| | | 液状化 | 5 | 5 | 5 | 18 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 33 |
| 合計 | | 7 | 8 | 32 | 240 | 0 | 0 | 0 | 10 | 114 | 122 | |
| 人的被害 | 死者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 0 *2 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 365 *1 | 384 *1 |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 |
| | | ブロック崩 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 |
| | 合計 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 365 *1 | 384 *1 | |
| | 負傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 *2 | 0 *2 | 5 *2 | 53 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *2 | 19 *1 | 21 *1 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 891 *1 | 881 *1 |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 |
| | | ブロック崩 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 1 *3 | 1 *3 |
| | 合計 | 0 *2 | 0 *2 | 6 *2 | 53 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *2 | 910 *1 | 903 *1 | |
| | 重傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 0 *2 | 7 *2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 *2 | 3 *2 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 303 *1 | 300 *1 |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 |
| | | ブロック崩 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 |
| | 合計 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 7 *2 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 306 *1 | 303 *1 | |
| | 軽傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 *2 | 0 *2 | 5 *2 | 46 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *2 | 17 *1 | 18 *1 |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 587 *1 | 581 *1 |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 |
| | | ブロック崩 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 |
| | 合計 | 0 *2 | 0 *2 | 5 *2 | 46 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *2 | 604 *1 | 599 *1 | |
| | 要救助者数 (人) | 地震 | 0 | 0 | 1 *2 | 19 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 *2 | 8 *1 |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 *1 | 11 *1 |
| | | 津波に伴う要搜索者数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,255 *1 | 1,265 *1 |
| ライフライン被害 | 上水道 | 断水人口 (人) | 直後 | 0 | 0 | 11 | 3,196 | 0 | 0 | 0 | 2,191 | 2,353 |
| | | | 1日後 | 0 | 0 | 11 | 2,980 | 0 | 0 | 0 | 2,110 | 2,263 |
| | | | 1週間後 | 0 | 0 | 6 | 1,860 | 0 | 0 | 0 | 1,710 | 1,816 |
| | | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 193 | 0 | 0 | 0 | 1,292 | 1,304 |
| | 下水道 | 支障人口 (人) | 直後 | 1,066 | 1,083 | 1,536 | 2,274 | 0 | 0 | 1,083 | 4,966 | 5,029 |
| | | | 1日後 | 900 | 912 | 1,294 | 1,921 | 0 | 0 | 912 | 4,392 | 4,445 |
| | | | 1週間後 | 325 | 331 | 467 | 690 | 0 | 0 | 331 | 2,412 | 2,434 |
| | | | 1か月後 | 11 | 11 | 11 | 17 | 0 | 0 | 11 | 1,326 | 1,325 |
| | 電力 | 停電軒数 (軒) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 1,322 | 0 | 0 | 0 | 3,940 | 4,238 |
| | | | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 102 | 0 | 0 | 0 | 2,442 | 2,464 |
| | | | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,324 | 2,322 |
| | | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,324 | 2,322 |
| | 通信施設 | 不通回線数 (回線) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 303 | 0 | 0 | 0 | 1,183 | 1,237 |
| | | | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 277 | 0 | 0 | 0 | 1,132 | 1,181 |
| | | | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 | 0 | 0 | 616 | 623 |
| | | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 572 | 575 |
| 都市ガス | 支障戸数 (戸) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 交通施設被害 | 道路 (箇所) | 道路 (箇所) | 3 | 4 | 9 | 16 | 0 | 0 | 0 | 4 | 16 | |
| | | 道路施設 (箇所) | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | |
| | 港湾・漁港 | 港湾 (箇所) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 漁港 (箇所) | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | | |
| 生活機能支障 | 物資不足量 | 食料 (食) | 1~3日 | 0 | 0 | 0 | 310 *3 | 0 | 0 | 0 | 5,601 *3 | 3,887 *3 |
| | | | 4~7日 | 15 *3 | 21 *3 | 16 *3 | 3,106 | 0 | 0 | 0 | 11,933 | 12,094 |
| | | 飲料水 (ℓ) | 1~3日 | 0 | 0 | 0 | 16,890 | 0 | 0 | 0 | 11,826 | 12,304 |
| | | | 4~7日 | 0 | 0 | 150 | 27,882 | 0 | 0 | 0 | 22,296 | 23,795 |
| | | 毛布 (枚) | 0 | 0 | 0 | 148 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,857 *3 | 1,863 *3 |
| 災害廃棄物被害 (万t) | 災害瓦礫発生量 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | | |
| | 津波堆積物発生量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | | |
| 避難者 | 避難所内 (人) | 1日後 | 3 | 4 | 10 | 94 | 0 | 0 | 0 | 4 | 949 | |
| | | 一週間後 | 3 | 3 | 9 | 302 | 0 | 0 | 0 | 3 | 743 | |
| | | 1か月後 | 2 | 2 | 5 | 97 | 0 | 0 | 0 | 2 | 490 | |
| | 避難所外 (人) | 1日後 | 2 | 2 | 7 | 63 | 0 | 0 | 0 | 3 | 480 | |
| | | 一週間後 | 3 | 3 | 9 | 302 | 0 | 0 | 0 | 3 | 244 | |
| | | 1か月後 | 4 | 4 | 12 | 227 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1,144 | |
| 災害時要援護者被害 (人) | 1日後 | 1 | 1 | 3 | 24 | 0 | 0 | 0 | 1 | 243 | | |
| | 一週間後 | 1 | 1 | 2 | 77 | 0 | 0 | 0 | 1 | 190 | | |
| | 1か月後 | 0 | 0 | 1 | 25 | 0 | 0 | 0 | 1 | 125 | | |

※ : 各想定項目における最大値

- *1 : 冬深夜
- *2 : 夏12時
- *3 : 冬18時

被害想定（宜野座村版）の一覧②

【宜野座村】沖縄県地震被害想定調査(平成25年3月)より

| 想定項目 | | 石垣島東方 沖地震 | 石垣島北方 沖地震 | 久米島北方 沖地震 | 沖縄本島北 西沖地震 | 沖縄本島南 東沖地震3 運動 | 八重山諸島 南方沖地震 3運動 | 沖縄本島北 部スラブ内 地震 | 宮古島スラ ブ内地震 | 石垣島スラ ブ内地震 | 一律地震動 による地震 | | |
|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|----------------------|---------------|---------------|----------------|----------|--------|
| 建物被害 | 全壊棟数 (棟) | 揺れ | 0 | 0 | 3 | 2 | 108 | 0 | 111 | 0 | 0 | 46 | |
| | | 液状化 | 0 | 0 | 14 | 5 | 14 | 4 | 14 | 0 | 0 | 14 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 509 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 *3 | 0 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | 0 | 0 | 17 | 6 | 632 *3 | 4 | 126 *3 | 0 | 0 | 60 | | |
| | 半壊棟数 (棟) | 揺れ | 0 | 0 | 26 | 23 | 204 | 9 | 288 | 0 | 0 | 167 | |
| | | 液状化 | 0 | 0 | 18 | 6 | 0 | 5 | 18 | 0 | 0 | 18 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | 0 | 0 | 43 | 29 | 235 | 14 | 306 | 0 | 0 | 185 | | |
| 人的被害 | 死者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 0 *2 | 0 *2 | 1 *1 | 0 *1,2 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 383 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | |
| | | ブロック崩 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | |
| | 合計 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 385 *1 | 0 *3 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | | |
| | 負傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 5 *2 | 5 *2 | 56 *1 | 2 *2 | 72 *1 | 0 | 0 | 38 *1 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 879 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | |
| | | ブロック崩 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 1 *3 | |
| | 合計 | 0 | 0 | 5 *2 | 5 *2 | 935 *1 | 2 *2 | 72 *1 | 0 | 0 | 38 *1 | | |
| | 重傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 0 *2 | 0 *2 | 11 *1 | 0 *2 | 11 *1 | 0 | 0 | 5 *2 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | ブロック崩 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | |
| | 合計 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 311 *1 | 0 *3 | 11 *3 | 0 | 0 | 5 *2 | | |
| | 軽傷者数 (人) | 建物倒壊 | 0 | 0 | 5 *2 | 4 *2 | 45 *1 | 2 *2 | 61 *1 | 0 | 0 | 34 *1 | |
| | | 土砂災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | |
| 津波 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 579 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 地震火災 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | | |
| ブロック崩 | | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 1 *3 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 5 *2 | 4 *2 | 624 *1 | 2 *2 | 61 *1 | 0 | 0 | 34 *1 | | | |
| 要救助者数 (人) | 地震 | 0 | 0 | 1 *2 | 0 *2 | 26 *1 | 0 *2 | 29 *1 | 0 | 0 | 12 *1 | | |
| | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 津波に伴う要搜索者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,262 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| ライフライン 被害 | 上水道 | 断水人口 (人) | 直後 | 0 | 0 | 50 | 22 | 4,282 | 0 | 3,968 | 0 | 0 | 2,197 |
| | | 1日後 | 0 | 0 | 50 | 22 | 4,147 | 0 | 3,797 | 0 | 0 | 2,037 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 17 | 6 | 3,356 | 0 | 2,798 | 0 | 0 | 1,220 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,616 | 0 | 557 | 0 | 0 | 116 | |
| | 下水道 | 支障人口 (人) | 直後 | 0 | 0 | 1,755 | 1,755 | 5,042 | 1,195 | 2,287 | 0 | 0 | 2,264 |
| | | 1日後 | 0 | 0 | 1,482 | 1,482 | 4,448 | 1,009 | 1,926 | 0 | 0 | 1,909 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 536 | 536 | 2,388 | 365 | 695 | 0 | 0 | 690 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 11 | 11 | 1,258 | 11 | 17 | 0 | 0 | 17 | |
| | 電力 | 停電軒数 (軒) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,756 | 0 | 1,773 | 0 | 0 | 999 |
| | | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,441 | 0 | 132 | 0 | 0 | 71 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,234 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,202 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 通信施設 | 不通回線数 (回線) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,320 | 0 | 407 | 0 | 0 | 226 | |
| | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,255 | 0 | 374 | 0 | 0 | 210 | | |
| | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 612 | 0 | 55 | 0 | 0 | 30 | | |
| | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 555 | 0 | 28 | 0 | 0 | 16 | | |
| 都市ガス | 支障戸数 (戸) | 直後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1日後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 1か月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 交通施設被害 | 道路 (箇所) | 0 | 0 | 11 | 11 | 21 | 4 | 16 | 0 | 0 | 16 | | |
| | 道路施設 (箇所) | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 4 | 1 | 1 | 4 | | |
| | 港湾・漁港 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 生活機能支障 | 食料 (食) | 1~3日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,294 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 4~7日 | 0 | 0 | 299 *3 | 37 *3 | 14,291 | 35 | 4,338 *3 | 0 | 0 | 1,871 *3 | |
| | 物資不足量 | 飲料水 (ℓ) | 1~3日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24,354 | 0 | 21,218 | 0 | 0 | 10,873 |
| | | 4~7日 | 0 | 0 | 600 | 122 | 44,473 | 0 | 38,892 | 0 | 0 | 18,544 | |
| | | 毛布 (枚) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,970 | 0 | 217 *3 | 0 | 0 | 97 | |
| 災害廃棄物被害 (万t) | 災害瓦礫発生量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 津波堆積物発生量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 避難者 | 避難所内 (人) | 1日後 | 0 | 0 | 18 | 9 | 1,005 | 5 | 129 | 0 | 0 | 69 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 17 | 8 | 984 | 4 | 441 | 0 | 0 | 205 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 9 | 4 | 586 | 2 | 208 | 0 | 0 | 65 | |
| | 避難所外 (人) | 1日後 | 0 | 0 | 12 | 6 | 517 | 3 | 86 | 0 | 0 | 46 | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 17 | 8 | 439 | 4 | 441 | 0 | 0 | 205 | |
| | | 1か月後 | 0 | 0 | 21 | 10 | 1,368 | 6 | 485 | 0 | 0 | 151 | |
| 災害時要援護者被害 (人) | 1日後 | 0 | 0 | 5 | 2 | 257 | 1 | 33 | 0 | 0 | 18 | | |
| | 1週間後 | 0 | 0 | 4 | 2 | 251 | 1 | 113 | 0 | 0 | 52 | | |
| | 1か月後 | 0 | 0 | 2 | 1 | 150 | 1 | 53 | 0 | 0 | 17 | | |

※ : 各想定項目における最大値

*1 : 冬深夜

*2 : 夏12時

*3 : 冬18時

4. 観光防災の基本的な流れ【公益財団法人 日本交通公社】

以下、日本交通公社の文献より、観光地で被災があった際の、基本的な流れである。
 宜野座村が観光危機管理を想定する際の参考資料として、こちらに記載する。

<https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-crisis-management-nasu/>

観光地における危機管理の枠組み 防災計画のその先へ



那須 将（観光地域研究部 環境計画室 副主任研究員）

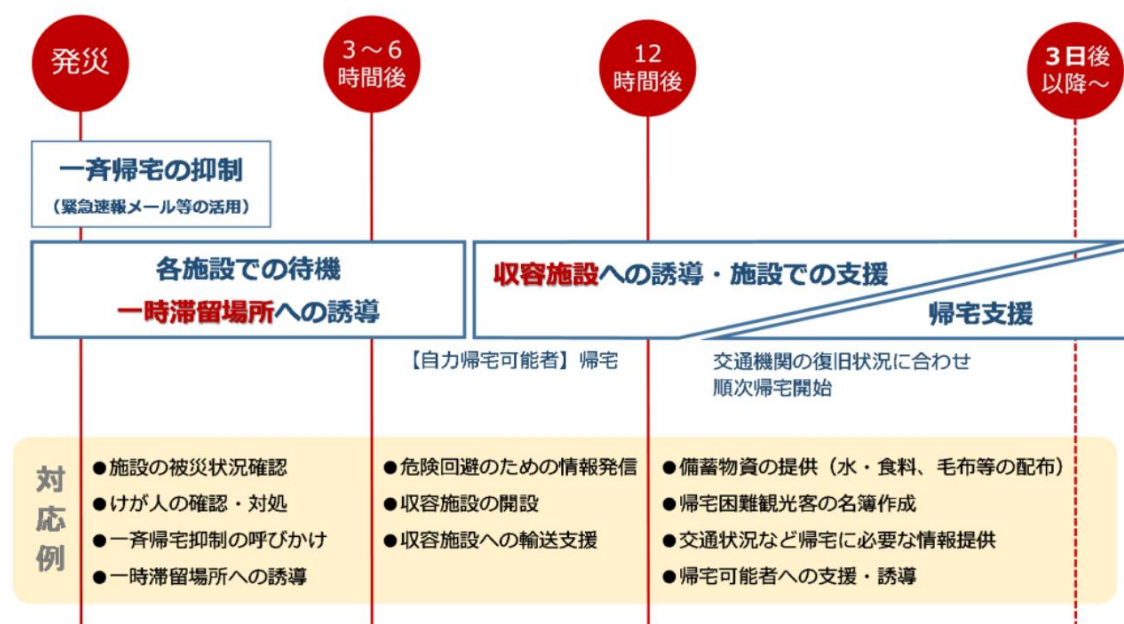
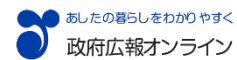


図1 富士河口湖町における観光防災対応の基本的な流れ
 (『富士河口湖町観光防災の手引き【発災時対応編】』から抜粋⁸⁾)

5. 緊急地震速報の発表基準・情報発信【内閣府大臣官房政府広報室】

以下は、「内閣府大臣官房政府広報室」ホームページに記載されている、地震が起こったときなどの速報に関する流れについての事項である。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>



緊急地震速報は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想されるときに、震度 4 以上の揺れが予想される地域に対して発表されます。また、令和 5 年(2023 年)2 月 1 日からは、長周期地震動階級 3 以上を予想した場合にも緊急地震速報が発表されます。

緊急地震速報は、気象庁の発表を受けて直ちに各自治体に設置してある防災無線や、テレビ・ラジオのほか、携帯電話(スマートフォンを含む)の「緊急速報メール」などで伝えられます。



(資料:気象庁)

緊急地震速報の発表基準

| 発表基準 | 対象地域 |
|--|---|
| 震度 5 弱以上を予想した場合 または 長周期地震動階級 3 以上を予想した場合 | 震度 4 以上を予想した地域 または 長周期地震動階級 3 以上を予想した地域 |

緊急地震速報の受信方法

| | | |
|---|--|--|
| テレビ・ラジオ ● テレビやラジオを視聴している時に、報知音とともに放送されます | 携帯電話・スマホ ● 緊急地震速報を受信し報知音で知らせる携帯電話があります。 | 防災行政無線 ● 市町村の防災行政無線から報知音とともに伝えられます。 |
|---|--|--|

6. 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動【気象庁】

以下は、国土交通省 気象庁ホームページ、リーフレットに掲載されている資料である。津波の大きさにおいてとるべき行動、想定される被害が記されている。宜野座村が観光危機管理を想定する際の参考資料として、以下、記載する。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunamikeihou/tsunamikeihou1.png>

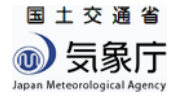
＜参考＞ 津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

| | 予想される津波の高さ | | とるべき行動 | 想定される被害 |
|--------------|---------------------------|----------------|--|---|
| | 数値での発表 (発表基準) | 巨大地震の 場合の表現 | | |
| 大津波警報 | 10m超 (10m<高さ) | 巨大 | <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p style="background-color: #ffe0e0; padding: 5px; border: 1px solid #ff9999; display: inline-block;">ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p> | <p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p> |
| | 10m (5m<高さ≤10m) | | | |
| | 5m (3m<高さ≤5m) | | | |
| 津波警報 | 3m (1m<高さ≤3m) | 高い |  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p> | <p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊頃町提供 (2003年)</p> |
| 津波注意報 | 1m (20cm≤高さ≤1m) | (表記しない) | <p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p>  | <p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p>  |

国土交通省 気象庁ホームページ より引用

7. 「特別警報」の発表基準、警報・注意報の関係について【気象庁】

以下は、気象庁のホームページに記載されている事項である。

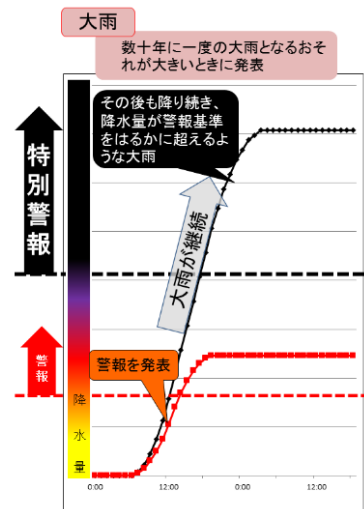


「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成 25 年 8 月 30 日から運用しています。

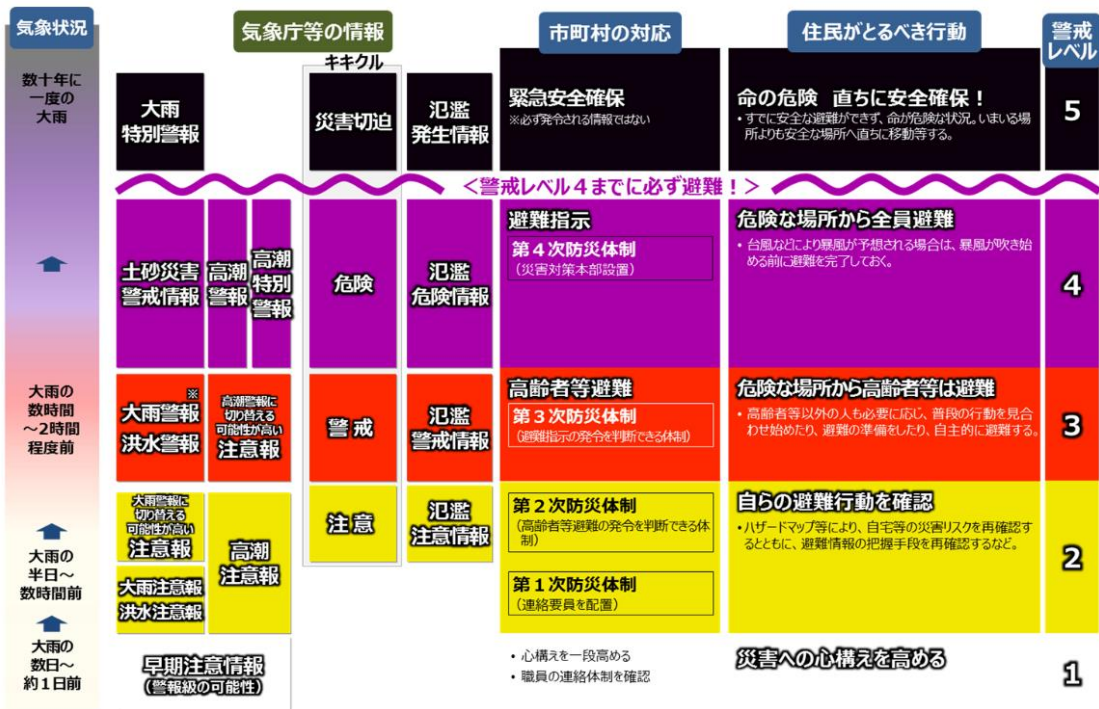
「特別警報」の発表基準、警報・注意報の関係について

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めています。

何らかの土砂災害や浸水害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル 5 に相当します。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保しなければならない状況です。



段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



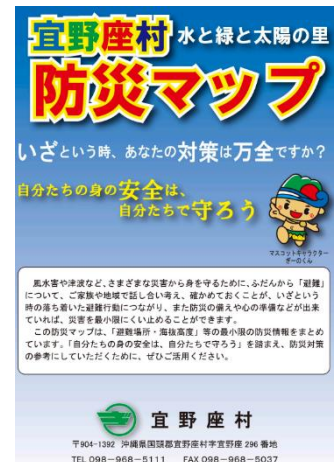
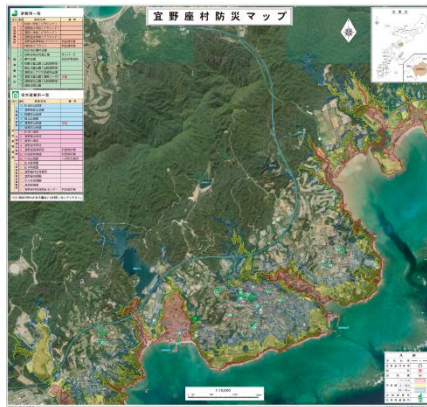
※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

8. 宜野座村防災マップ【宜野座村】

以下は、宜野座村のホームページに記載している「防災マップ」である。

以下、内容について、マップと共に記載しており、各区ごとのマップも掲載されている。



雨や台風時の警報・注意報

大雨や強風などによって災害が起こる恐れのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こる恐れのあるときに「警報」を発表して、注意や警戒を呼びかけます。
災害の恐れがなくなったときには、警報や注意報を解除します。

| 種類 | 内容 |
|---------------|--|
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が起こる恐れがあると予想したときに発表します。特に警戒を要する災害を、大雨警報（浸水害）・（土砂災害）と明示する |
| 大雨注意報 | 大雨により災害が起こる恐れがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害などが発生 |
| 洪水警報 | 大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 洪水注意報 | 大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 暴風警報 | 暴風により重大な災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 強風注意報 | 強風により災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 波浪警報 | 高い波により重大な災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 波浪注意報 | 高い波により災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 高潮警報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |
| 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇を予想したときに発表 |
| 雷注意報 竜巻注意報 | 落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により災害が起こる恐れがあると予想したときに発表 |

津波から身を守る

津波から身を守るには逃げるしかありません。「津波が来たら即避難」自分の命は自分で守るということを強く意識してください。

命を守る津波対応チャート

| | |
|--|--|
| <p>このとき（津波が来たら）</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い地震やゆったりした揺れを感じたら 津波警報が発表（揺れを感じなくても） 役場から避難警報、指示が発令された | <ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表された 役場から避難準備情報が発令された |
| <p>このように行動を</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸にいる人は、すばやく高台や安全な場所へ避難する 津波危険地区の住民は直ちに避難する 自分の命は自分で守ることを意識する | <ul style="list-style-type: none"> 海水浴や磯釣りはすぐに中止し、すばやく陸上の安全な場所へ避難 津波危険地区の住民は、いつでも避難ができるように準備する |
| <p>その後は</p> <ul style="list-style-type: none"> 正しい情報をラジオ、テレビなどで入手する 津波は繰り返し来襲する、警報・注意報が解除されるまで絶対に海岸に近寄らない | |

| 津波予想の高さ 発表基準 | とるべき行動と想定される被害 |
|-----------------|---|
| 10m 超 | ●沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や安全な場所へ避難する ※本造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる |
| 10m 5m | |
| 3m | ●高い |
| 1m | ●表記無 ●海の中にいる人は、海岸から離れる ※海の中では人は早い流れに巻き込まれる |



地震から身を守る

大きな地震が発生した際、冷静に対応するのは難しいものですが、一瞬の判断が生死を分けることもあります。いざというときは「あわてず、落ち着いて」行動する。まずは頭を守ることを最優先に対応しましょう。

地震の揺れを感じたら

- 家庭・学校では（頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難、あわてて外へ飛び出さない。無理に火を消そうとしない）
- 自動車運転中は（あわててスピードをおとさずハザードランプを点灯し、周りの車に注意をうながし、ゆるやかに速度をおとす）
- 屋外（街）では（ブロック塀の倒壊、看板や割れたガラスの落下に注意する）
- 海岸では（すぐに高台や近隣の高いビル、指定の避難場所へ逃げる）
- バス・鉄道では（つり革、手すりに、しっかりつかまる）

地震から安全に避難するポイント

- 避難する前に、もう一度火元を確認、ガスの元栓、電気ブレーカーを切る
- 特別な理由がある場合を除いて、避難は原則徒歩で
- 出来るだけ隣近所の人たちと集団で、高齢者や子どもの手をしっかりと握って避難誘導する
- 避難場所へ移動するときは、狭い道、塀のそば、川べりなどの危険箇所を避ける

家の中の安全対策

- 家の中に、安全なスペースを確保する（家具などの配置を考える）
- 寝室や高齢者がいる部屋には倒れそうな家具を置かない（置く場合は必ず固定）
- 出入口や通路にはものを置かない（安全に避難できるように、物は置かない）
- 家具の転倒や落下防止をする（高い場所には、落ちやすいものは置かない）

防災に関するマークを覚えよう

もしも、旅先などで避難警報を知らせる放送や呼びかけがあったら避難マークなどを覚えておく事で、「あわてず、落ち着いた」避難が出来ることでしょう。「自分の身は自分で守る」を意識してください。

| | |
|--|---|
| <p>広域避難地 地震などによる大規模な災害から身を守るための空地（大きな公園や学校グラウンド）</p> | <p>災害時避難所 災害時に自宅の倒壊などで住居を失った人たちの避難生活の場となります。（学校校舎や公民館など）</p> |
| <p>津波避難場所 津波に対しての安全な避難場所（高台広場）を示す</p> | <p>津波避難ビル 津波に対しての安全な避難場所（津波避難ビル、丈夫で高いビル）を示す。</p> |
| <p>津波注意 地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す</p> | <p>避難口（非常口） デパートや商店施設など建物内にいるときに火災などが起きた場合、避難の目印です。</p> |
| <p>海拔表示 宜野座村内の電柱などに表示されています。災害時避難等の目印となります。 5m以下 5m~20m 20m以上</p> | <p>消火栓 火災を消火するための消火栓付近には、防げないような車両などを置かないようにしましょう。</p> |

9. 日本国内における近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況

【農林水産省】

宜野座村の自然災害における状況を想定する上で、国内で起こった自然災害時におけるインフラの被害状況を知り、事前準備、対策等を検討するため、以下の内容を参考資料として記載する。以下は、農林水産省「食料の家庭備蓄をめぐる状況」に記載されている表である。

近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況

| | 電気 | 水道 | ガス |
|---|---|--|--|
| 東日本大震災 (平成23年) | 466万戸が停電 (東北電力管内) 3日後に約80% 約3か月で復旧完了 | 257万戸が断水 1週間で約57% 約6か月半で復旧完了 | 200万戸が供給停止 (都市ガス・LPガス) 約2か月で復旧完了 |
| ※経済産業省「3.11の地震により東北電力で発生した広域停電の概要」(H23.9)、厚生労働省「東日本大震災水道被害状況調査報告書」(平成24年12月)、経済産業省「東北地方(被災地)のLPガス等の供給確保」「東北・関東地方の都市月等の復旧」(平成23年5月)より農林水産省作成 | | | |
| 熊本地震 (平成28年) | 48万戸が停電 約5日後に復旧完了 | 45万戸が断水 1週間で約9割 約3か月半で復旧完了 | 10万戸が供給停止 15日間で復旧完了 |
| ※中央防災会議ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」(平成28年12月)より農林水産省作成 | | | |
| 大阪北部地震 (平成30年) | 17万戸が停電 約3時間後に復旧完了 | 9.4万戸が断水又は減圧給水 約1日で復旧完了 | 11万戸が供給停止 約7日間で復旧完了 |
| ※内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」より農林水産省作成 | | | |
| 平成30年7月豪雨 | 11万戸が停電 約7日後に復旧完了 | 26万戸が断水 約1か月で断水解消 約2か月で飲用水としての復旧完了 | 数百戸が供給停止 約1日で復旧完了 (家屋倒壊等で住民が避難している箇所を除く) |
| ※内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について」より農林水産省作成 | | | |

出典: 食料の家庭備蓄をめぐる状況 農林水産省

10. 事例「阪神タイガース春季宜野座キャンプ危機管理計画書」【宜野座村】

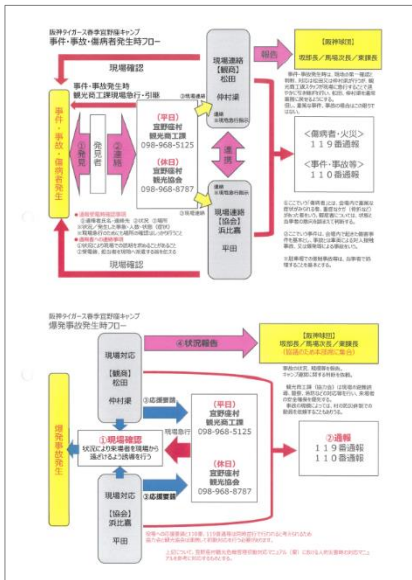
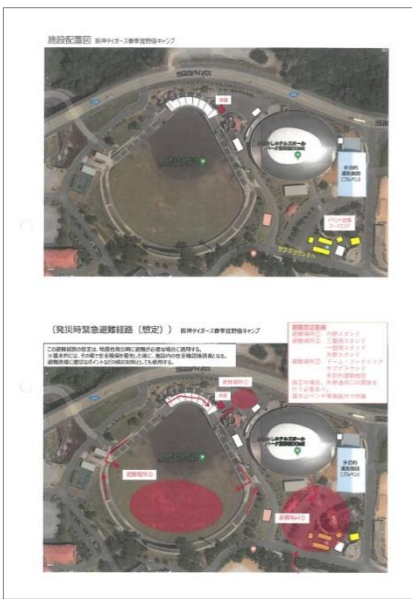
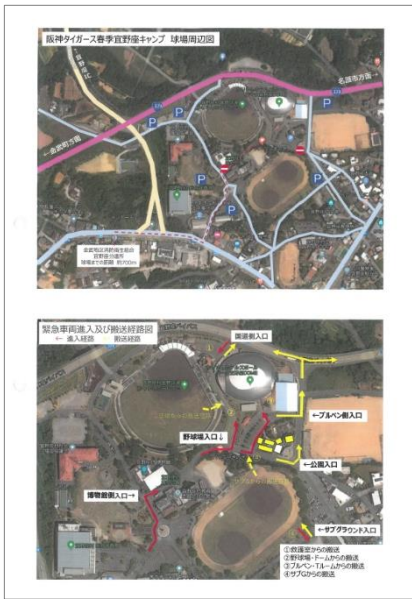
宜野座村において、阪神タイガース春季キャンプにおいては、月間約 10 万人(1 日平均 1,800 人)の方が訪れることから、地震や事故等が発生した際の危機管理計画書を作成している。多くの方を集客する各イベントを開催する際は、危機管理を想定した個別の計画も作成するよう務めるとともに、各団体、事業者にもその動きを共有していく。

阪神タイガース 春季宜野座キャンプ 危機管理計画書

令和二年二月
宜野座村観光工課

目的と設定項目

- ・月間約 10 万人(1 日平均 1,800 人 Max15,000 人)が訪れる阪神タイガース春季宜野座キャンプにおける地震や、事故等が発生した際の行動基準を定めることで、発災時の初動対応に備え、来場者の安心、安全性を高めることを目的とする。(設定)
- ・球場周辺図の確認
- ・施設の配置確認
- ・緊急車両の動線計画
- ・発災時の避難場所の設定(想定)と動線計画
- ・初動対応計画



地震発生時のアナウンス (以下球場/会場内共通)

ご来場のお客様へ、ただいま地震の発生を確認いたしました。

現在、場内の安全確認を行っておりますので、係員の指示やアナウンスがあるまで、お場でお待ちいただき、落ち着いて身の安全を確保してください。

繰り返し、ご来場のお客様へ、ただいま地震の発生を確認いたしました。

現在、場内の安全確認を行っておりますので、係員の指示やアナウンスがあるまで、お場でお待ちいただき、落ち着いて身の安全を確保してください。

地震発生後のアナウンス (津波等地震後の二次災害の影響なしの場合)

お客様にお知らせします。この地域による津波の影響等はありません。

今後の判断について、現在(場内にて)協議を行っておりますので、今しばらくお待ちください。

繰り返し、お客様にお知らせします。この地震による津波の影響等はありません。

今後の判断について、現在協議を行っておりますので、今しばらくお待ちください。

協議内容が決定次第、アナウンスを行う。

協議内容については、施設の安全状況の確認を行ったうえで、キャンプの再開、中止などの判断をアナウンスで伝えるものとする。

地震発生後のアナウンス (余震等による二次災害の影響が見込まれる場合)

お客様にお知らせします。

今後、強い余震が見込まれますので、一次避難場所への誘導を行いますので、係員の指示に従って落ち着いて行動してください。体の不自由な方や、車いす利用者などがありましたら、お力添え頂きます様をお願いします。

バックネット裏のお客様は、国道側駐車場エリアに移動願います。

内野・外野スタンドのお客様は、球場内外野芝生エリアに移動願います。

ドーム、ブルペン、サブグラウンドのお客様は、フードエリア駐車場に移動願います。

それぞれ、係員の指示に従って落ち着いて行動願います。

車上記は目安なので、移動先は来場者の判断に合わせてよい。但し、選手エリアとの区分は明確にし、不要な侵入には十分配慮すること。

爆発事故が発生した場合

ご来場のお客様へ、ただいま会場内で事故が発生したとの情報が入りました。

現場近くにいる方は、直ちに退避してください。

その他のお客様は、現場付近に近づかないようご注意ください。

繰り返し、ご来場のお客様へ、ただいま会場内で事故が発生したとの情報が入りました。

現場近くにいる方は、直ちに退避してください。

その他のお客様は、現場付近に近づかないようご注意ください。

宜野座村観光危機管理計画

発行年 2024年（令和6年）3月

発行 宜野座村観光商工課

〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 番地

TEL 098-968-5125